

(原案)

# 東京都動物愛護推進総合基本計画

<ハルスプラン>



東京都健康局

## 目 次

<b>序 章</b>	<b>人と動物との調和のとれた共生を目指して</b>	
1	動物愛護を取り巻く社会環境の変化	1
2	東京都における動物愛護行政の変遷	1
<b>第一章</b>	<b>動物愛護を取り巻く現状と課題</b>	
<b>第1節</b>	<b>動物愛護の現状と社会背景</b>	
1	動物飼養の現状	5
(1)	飼養の実態	5
(2)	都における動物取扱状況	6
(3)	動物による危害と苦情・相談	8
(4)	動物取扱業の現状	10
2	動物との絆と意識の変化	11
3	動物愛護推進に対する気運の高まり	11
4	動物に対する社会的理解の深まり	12
5	獣医療及び飼養水準の向上	12
<b>第2節</b>	<b>動物愛護の課題</b>	
1	動物に関する苦情・問題の多発	12
2	動物取扱業者の社会的役割と責任	12
3	人と動物との共通感染症の危機	13
4	動物の逸走、危害及び非常災害時の危険性の増大	13
<b>第二章</b>	<b>動物愛護推進総合基本計画</b>	
<b>第1節</b>	<b>計画の策定</b>	
1	計画策定の趣旨	16
2	目的	16
3	性格	16
4	期間	16
<b>第2節</b>	<b>動物愛護推進の基本的視点</b>	
1	都民等との連携と協働の推進	16
2	飼い主責務の徹底と情報の提供	17
3	都民の健康と安全の確保	17

**第3節 施策への取組方針**

1 役割分担の明確化と協働体制の確保	17
2 人材の育成	18
3 動物に関する諸施策の連携	18
4 科学的根拠に基づく事業の展開	18
5 健康危機管理への備えと情報発信	18

**第三章 具体的施策の展開****第1節 役割分担の明確化と協働体制の整備**

1 地域における動物愛護の推進	19
(1) 地域特性に応じた行政施策	19
(2) 行政と地域社会との連携	20
(3) 都民の参加と協働による動物愛護の推進	22
2 専門的・広域的施策の拡充	24
(1) 保護収容動物の適正な管理と返還・譲渡の推進	24
(2) 調査研究の充実と施策への反映	25
(3) 人材の育成	25
(4) 人の健康維持向上と福祉への積極的支援	26
(5) 動物シェルター機能の充実	28

**第2節 適正飼養の推進**

1 都民への情報・知識の提供及び支援	28
(1) 都民の動物への理解の促進	28
(2) 動物愛護教育の充実	29
(3) 普及啓発媒体の効果的・効率的活用	30
2 動物取扱業者への対応	31
(1) 動物取扱業者への啓発と指導	31
(2) 自主管理意識の向上	32
(3) 動物販売時の都民への飼い方指導の推進	33
3 虐待・遺棄防止への取組	33
(1) 監視指導の強化と関係機関との連携	34
(2) 個体管理と所有の明示	34
(3) 普及啓発	35
4 産業動物の適正な管理	35

**第3節 健康危機管理対策の充実**

1 人と動物との共通感染症の予防とまん延防止	36
(1) 発生時における防疫体制の充実・強化	37

(2) 発生動向監視体制及び調査研究の充実	38
(3) 情報発信と普及啓発の推進	39
(4) 関係機関等との連携	39
2 逸走及び危害防止	42
(1) 適正飼養講習会等の充実	42
(2) 監視指導等による事故防止	42
(3) 特定動物逸走時における危機管理体制の充実	43
3 非常災害時における動物愛護対策	44
(1) 発生時対応の体制整備	44
(2) 発生に備えた体制整備	45

#### 第4節 計画の実現に向けて

1 計画の周知及び情報提供	46
2 計画の推進体制	46
3 評価の実施	47
4 国への提案要求	47

## 「ハルスプラン」とは？

この計画は、「動物の愛護及び管理に関する条例」第3条に規定する「人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けた基本的かつ総合的な施策」として策定したものです。

「ハルスプラン」の「ハルス」とは、本計画の目指す

“ Human and Animal Live Together in Harmony.”

(人と動物との調和のとれた共生)の各頭文字を集合し「H A L T H (ハルス)」としたものです。

なお、この計画において対象となる「動物」とは、人の飼養(保管を含む。)する動物で、「ほ乳類」、「鳥類」、「は虫類」に属するものをいいます(条例第2条第1号)。

## < 計画の概要 >

### 1 目 的

行政と都民、民間団体等との連携と協力のもとに、「人と動物との調和のとれた共生社会の実現」を図ることを目的とします。

### 2 性 格

この計画は、東京都動物の愛護及び管理に関する条例第3条に基づき、東京都が策定する動物愛護推進の総合基本計画であり、動物愛護に取り組む都民をはじめ動物愛護団体などの共通指針としての性格をもつものです。

### 3 期 間

この計画の期間は、平成15(2003)年度から平成24(2012)年度までの10年間とします。

なお、5年後を目途に、その実施状況を踏まえ、評価と見直しをしていきます。

## 序 章 人と動物との調和のとれた共生を目指して

### 1 動物愛護を取り巻く社会環境の変化

近年、少子高齢化、核家族化等の進展に伴い、動物は家族の一員、人生のパートナーとして、また、人々の心を支え、潤いと喜びをもたらす存在として、ますます重要となっています。人が動物とふれあうことは、やすらぎが得られるとともに、健康面への効果も明らかになりつつあります。特に、幼少時に動物と接することは生命尊重や情操を育む上で、とても重要なことであると言われています。また、身体障害者補助犬<sup>1</sup>など、私たちの生活の支えとなり活躍する動物もいます。

一方、動物を飼うことは、終生、飼養するとともに、近隣に迷惑をかけないようにするなど、決して容易なことではありません。動物愛護に対する考え方や価値観の相違等から、飼育上の迷惑行為をはじめ、虐待や遺棄、近隣住民とのトラブルも数多く発生しています。

さらに今日、海外からの多種多様な野生動物の輸入増加に伴う人と動物との共通感染症<sup>2</sup>や、遺棄による在来固有種<sup>3</sup>の圧迫、生態系の破壊などの問題がクローズアップされてきています。

このように、動物愛護を取り巻く社会環境は大きく変化してきており、飼い主はもとより、行政、地域社会の新たな対応が求められています。

### 2 東京都における動物愛護行政の変遷

#### 動物愛護のほう芽期（第 ステージ：昭和 47 年まで）

戦後長い間、動物愛護行政は、狂犬病予防等、人への健康危害防止の指導や取締りが中心でした。

昭和 25 年の「狂犬病予防法」の施行に伴い、飼い犬の登録及び狂犬病予防注射並びに犬の捕獲抑留等の施策が進み、我が国から狂犬病が撲滅されました。また、昭和 32 年、「東京都飼い犬取締条例」で飼い犬のけい留及びこう傷犬の措置等を規定し、指導取締りが強化されました。

こうした動物愛護行政を展開する一方で、高度経済成長や社会生活水準の向上等に伴い、動物愛護に対する意識も一層醸成され、本ステージの後期においては、動物の虐待防止や動物の適正飼養に関し、広く都民に関心と理解を深めていくことの重要性が高まってまいりました。

#### 動物愛護の確立期（第 ステージ：昭和 48 年から平成 3 年まで）

動物の生命尊重の気運の高まりを背景として動物の虐待防止、危険な動物の飼養規

<sup>1</sup> 平成 14 年 10 月に施行された身体障害者補助犬法に基づく「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」をいう。身体に障害を持つ飼い主の生活の補助を行う犬。育成施設で訓練を受け、認定される。

<sup>2</sup> 感染症のうち、種の壁を越えて人と動物とに感染性を示す感染症の総称。

<sup>3</sup> 環境的に閉鎖された本来の生息域の中で存在する生物種。対義語は外来種(移入種)。

制及び動物の適正な取扱い等、動物愛護の向上を目的として昭和48年、「動物の保護及び管理に関する法律」(平成11年、動物の愛護及び管理に関する法律に改称、以下「法」という。)が公布されました。昭和55年には、「東京都動物の保護及び管理に関する条例」(平成14年、「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」に改称、以下「条例」という。)が施行され、特定動物<sup>4</sup>の飼養の許可制や動物取扱業<sup>5</sup>の届出制が盛り込まれるなど、都における施策の充実が図られました。また、本ステージ後期の昭和58年には、都における動物愛護推進の中核拠点とも言うべき動物愛護センター(現 東京都動物愛護相談センター<sup>6</sup>(以下「センター」という。)城南島出張所)が開設され、動物愛護の普及啓発や人と動物との共通感染症の調査研究など施策の拡充が図られました。また、国では、「犬及びねこの飼養及び保管に関する基準」などの法的整備がなされました。このような法令等の整備の中で、特に昭和61年以降、都における動物取扱頭数<sup>7</sup>も顕著な減少傾向をたどりはじめました。

一方、昭和61年の伊豆大島三原山噴火災害を契機とした非常災害時における動物救援のあり方や、オウム病など人と動物との共通感染症への対策、は虫類をはじめ輸入野生動物の飼養の増加など、このステージは様々な新たな課題・問題が提起された時期でもありました。

#### 動物愛護の推進期(第ステージ:平成4年から平成24年頃まで)

動物飼養への指向が広がる一方で、動物の虐待や不適正な飼養による近隣とのトラブルが顕在化してきました。このため、犬のしつけの徹底など動物の飼養をより適正なものにし、人と動物とのより良い関係づくりを進めていくことが社会的に求められてきました。都は、平成4年、東京都動物保護管理審議会から「東京都における動物の適正飼養の推進策」について答申が出されたことを契機として、実験動物施設への犬・ねこの払い下げ制度を廃止するとともに、成犬の譲渡や犬のしつけ方教室等を開始するなど、動物愛護思想の向上及び適正飼養の普及推進を積極的に図ってきました。また、平成10年、ねこ及び動物取扱業に関する様々な問題を解決するため、「猫の適正飼育推進策」及び「動物取扱業者の指導育成策」について、東京都動物保護管理審議会で審議され、本答申を踏まえた取組が始まりました。

平成11年、法の改正が行われ、特に動物が命あるものであることの再認識や動物への理解とともに、周辺環境への配慮など飼い主等に対する責務が強化されました。また、平成13年、都道府県として全国に先駆けて、センターに保護収容された動物のインターネットによる画像情報等の提供を開始し、収容動物の飼い主への返還率の向上に向けた新たな試みが始まりました。平成14年、条例の改正を行い、動物愛護施策の推進に当たっては、広く愛護関係団体や都民などと協力して推進していくこととなり、現在に至っています。

<sup>4</sup> 条例に基づくライオン、わし、わにその他の危険な動物で、同規則で定めるもの(資料編参照)。

<sup>5</sup> 動物の販売、展示等、施設を設置して動物を扱う業者。条例で、登録と動物取扱主任者の設置義務がある。

<sup>6</sup> 都の動物愛護の中核をなす施設。犬、ねこの引取り・収容、負傷動物の保護、譲渡事業、講習会等を行う。

<sup>7</sup> センターで引取り、収容した犬及びねこ、負傷動物として収容した動物の数。

東京都における動物愛護行政の進展

過程	動物愛護のほふ芽期														動物愛護の確立期															
概要	狂犬病予防の防疫と犬による危害防止対策														基礎的法令等の整備															
ステージ	第 ステージ														第 ステージ															
	前期							後期							前期															
キーワード	狂犬病予防法の施行 狂犬病流行 犬の狂犬病予防強化 犬の咬傷事故防止対策 犬の捕獲抑留							国内狂犬病発生終息 犬の飼い主指導強化 野犬の薬物による駆除 犬の放し飼い防止 犬・ねこ等のペット急増							動物愛護関係法・条例の施行 動物愛護週間 犬への対策から飼い主等の指導への転換 多様な動物種への対応 犬・猫の引取り 負傷動物対応 特定動物による危害防止 人と動物との共通感染症の調査研究															
年	S.20	S.23	S.24	S.25	S.30	S.31	S.32	S.35	S.40	S.43	S.45	S.47	S.48	S.49	S.50	S.51	S.52	S.53	S.54	S.55	S.56	S.57	S.58	S.59						
背景	[ 狂犬病予防の衛生行政が中心 ]														[ 犬による危害防止 ]					[ 多様な飼養動物からの危害防止 ]										
主な出来事	狂犬病の流行 飼い犬の登録義務化 狂犬病予防注射義務化 (財)日本動物愛護協会設立 (社)東京都獣医師会設立 (社)日本動物福祉協会設立																			ライオンによる飼い主咬殺事件発生 危険動物への対策強化 (社)日本愛玩動物協会設立 (社)東京都動物保護管理協会設立 動物愛護週間中央行事開始										
法令等の整備	狂犬病予防法施行 畜犬等取締条例施行 獣医師法施行							東京都飼い犬取締条例施行 東京都飼い犬取締条例の改正 (放し飼い犬の捕獲等規定)							動物の保護及び管理に関する法律公布 動物の保護及び管理に関する法律施行 地方自治法一部改正 犬及び猫の飼養及び保管に関する基準告示 展示動物等の飼養及び保管に関する基準告示 畜犬行政の推進に関する業務運用指針の策定					東京都動物の保護及び管理に関する条例施行 飼い犬等取締条例の廃止 実験動物の飼養及び保管に関する基準告示										
東京都の動き	・狂犬病予防の強化 ・野犬による危害防止 ・犬の放し飼い禁止														・23区内保健所の各区移管 文京区で不妊去勢手術助成始まる 衛生局内に夜間休日案内所設置					・ふれあい教室を開始 動物愛護普及特定動物規制 動物取扱業届出制 動物監視員、動物指導員の設置 動物愛護センター開設 人と動物との共通感染症の調査研究開始										





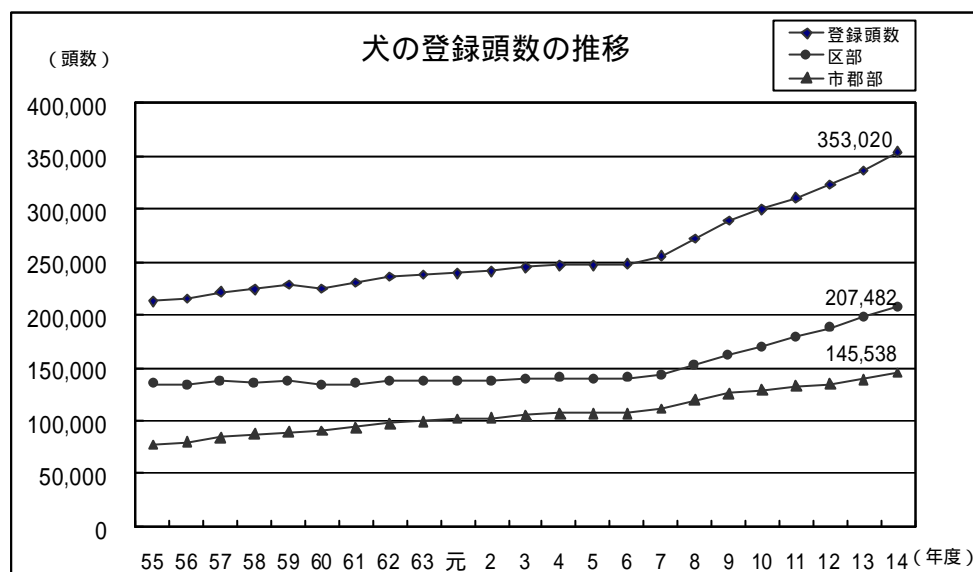
## 第一章 動物愛護を取り巻く現状と課題

### 第1節 動物愛護の現状と社会背景

#### 1 動物飼養の現状

##### (1) 飼養の実態

条例が施行された昭和55年から平成14年の間に、都における犬の登録頭数は、約21万5千頭から約35万3千頭と約13万8千頭も増加しています。増加率は164%であり、この間の都の人口増加率が106%であることを考えると、犬を飼養する都民の割合は大幅に増加しているといえます。



また、ねこは犬に比べて都市で飼いやすいことなどから、近年、人気が高まっており、平成11年度に行った調査によると、東京都内には約116万匹のねこが飼養又は生息していると推計されています。

犬やねこ以外にも、うさぎ、カメなど従来からペットとして飼養されてきた小動物や小鳥に加え、グリーンイグアナ、プレーリードッグ、ハリネズミなど様々な動物が一般的に飼養されるようになり、動物販売業者の店頭には輸入された野生動物を含め、多種多様な動物が販売されています。

都は、条例で人の生命、身体又は財産に危害を加えるおそれのある動物種を特定動物と定め、施設内での飼養とともに、飼養に際しての許可と個体の登録を義務づける制度を設けており、平成14年度末で114の施設が許可を受け、728頭(匹・羽)の特定動物が個体登録されています。平成14年には特定動物の対象にワニガメなどを加え、範囲を拡大したこと、動物飼養の多様化や個性的な動物の飼養が進んでいることなどから、許可の件数等は今後増加していくものと推測されます。

特定動物飼養許可施設数、個体登録数の推移

動物の区分	平成12年度		平成13年度		平成14年度	
	許可施設数	個体登録数	許可施設数	個体登録数	許可施設数	個体登録数
ぞう類	1	0	1	0	2	2
さし類					0	0
きりん類					1	1
かば類					1	1
うし類					0	0
くま類	2	1	1	1	1	0
大型のねこ類	1	0	2	0	2	11
大型のさる類	1	0	1	0	1	0
中型以下のねこ類	6	8	7	12	7	11
中型のさる類	30	468	27	448	26	506
ハイエナ類	1	0	1	0	1	0
おおかみ類	1	0	1	0	1	0
ひくいどり類					0	0
わたか類	12	8	12	11	12	11
わに類	9	7	11	11	11	9
おおとかけ類					1	0
かみつきがめ類					15	41
どくとかげ類	8	3	6	7	9	9
へび類	18	1	15	7	23	126
計	90	496	85	497	114	728

(注) 平成13年1月から特定動物の個体登録制度を開始し、平成14年8月から特定動物の範囲を拡大した。

## (2) 都における動物取扱状況

迷い犬や負傷動物<sup>8</sup>の保護収容、あるいは動物を保護した都民からの引取りや飼い主からの飼いきれなくなった動物の引取りなどの依頼は、依然としてセンターへ多数寄せられています。

平成14年度にセンター等で行った引取りや収容の取扱総数は、14,413頭(匹・羽)で、内訳は、犬3,953頭(うち子犬108頭)、ねこ10,444匹(うち子ねこ9,088匹)、その他16羽(いえうさぎ10羽、にわとり5羽、あひる1羽)となっています。この取扱数は、年々減少しており、特に、子犬は著しく減少しています。その要因は、不妊・去勢措置の普及や取締りの強化による野犬の減少で自然繁殖が少なくなってきたことが考えられます。一方、ねこは、犬のようにけい留義務<sup>9</sup>が課せられていないことなどから自然繁殖の機会が多いため、結果として数多くの子ねこが行政に引き取られています。

センターに保護収容される犬の種類は、かつては雑種が主でしたが、近年では純粋種が多く見られるようになりました。街中では放し飼いにされている犬を見かけなくなり、飼い主から引取りを要請された犬、ねこについても、犬は5割以上、ねこは約7割以上が室内飼育です。引取理由も飼い主の病気・死亡、犬の病気・高齢化によるものが増加するなど、飼養形態の変化がみられます。

<sup>8</sup> 道路、公園等公共の場所で疾病にかかり、又は負傷した犬、ねこ、にわとり、あひる、いえうさぎがいた場合は、センターで保護することとなっている。

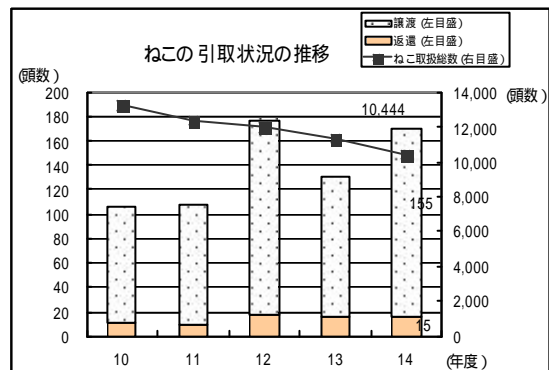
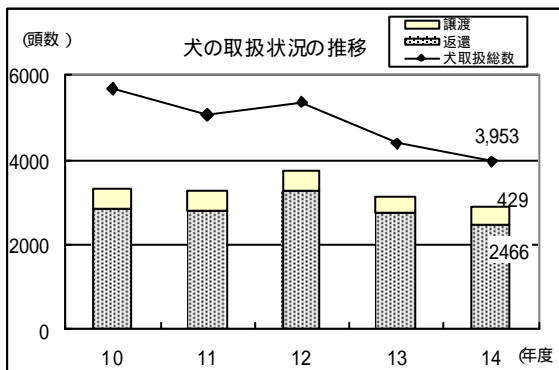
<sup>9</sup> 犬を柵などの囲いの中か、つないで飼養すること。犬を公共の場所で移動・運動させる場合にも都条例では、犬を綱等で保持することを飼い主に義務づけている。

負傷動物については、取扱数の約 8 割をねこが占めており、特に屋外で生活するねこにとっては都市の過密化や交通事故等が、生命の危険性を示唆するものといえます。

動物の取扱状況の推移

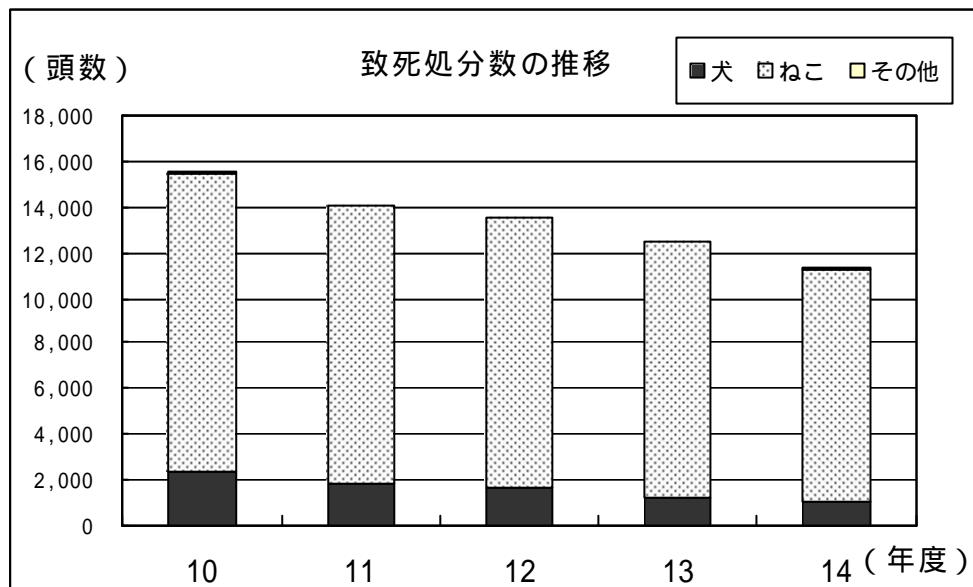
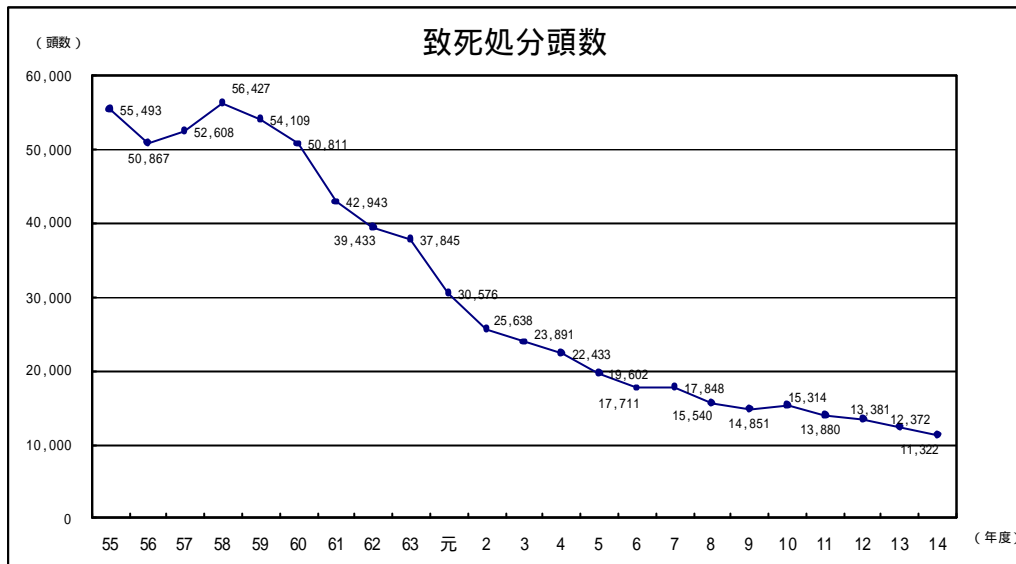
年度		平成 10	11	12	13	14	
引取り頭(匹)数	総数	14,493	13,328	13,324	12,390	11,440	
	犬	犬総数	1,938	1,587	2,018	1,797	1,702
		所有者から	1,083	783	689	564	535
		拾得者から	855	804	1,329	1,233	1,167
	ねこ	ねこ総数	12,555	11,741	11,306	10,593	9,738
		所有者から	1,725	1,810	1,567	1,271	1,150
	拾得者から	10,830	9,931	9,739	9,322	8,588	
犬の捕獲収容頭数		3,476	3,330	3,182	2,489	2,145	
負傷動物保護頭数	総数	943	820	856	903	828	
	犬	241	144	151	109	106	
	ねこ	672	643	686	756	706	
	その他	30	33	19	38	16	

平成 14 年度に、取り扱った犬 3,953 頭のうち 7 割以上の 2,895 頭が飼い主へ返還され、又は新しい飼い主に譲渡され、その割合は全国一の水準となっています。一方、ねこは、取り扱った 10,444 匹のうち返還又は譲渡したものは 170 匹であり、割合にして 1.6 パーセントと極めて低い率にとどまっています。



平成 14 年度は 11,322 頭(匹・羽)を致死処分しました。そのうち、約 9 割にあたる約 1 万匹をねこが占めており、その約 9 割が生まれたばかりで目も開かない子ねこです。飼い主のいない猫<sup>10</sup>などが産んだものが大半であり、こうした状況の原因は、ねこの遺棄か、不妊去勢措置の不徹底、屋外飼養あるいは飼い主のいない猫に無責任に餌を与えることなどが考えられます。

<sup>10</sup> 都市で生活する特定の飼い主のいないねこのこと。ほとんどが「餌やり」などで人から何らかの食料を得ているとみられる。



(3) 動物による危害と苦情・相談

動物による危害は、犬による咬傷<sup>11</sup>危害がほとんどを占めており、ここ数年400件から500件程度で推移しています。

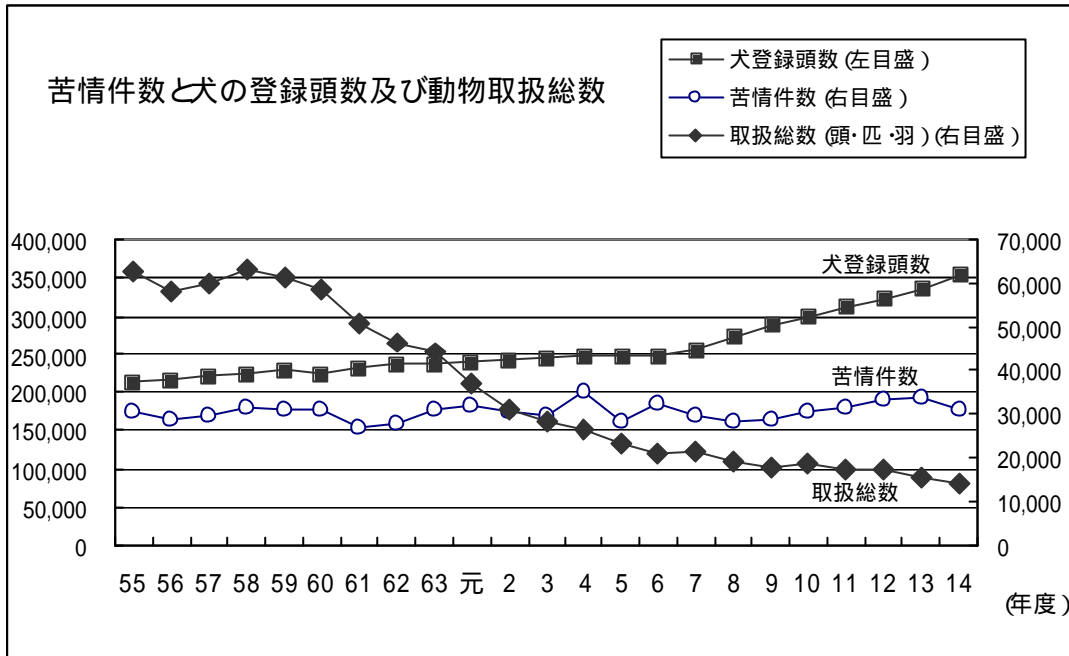
咬傷事故件数の推移

年度	平成 10	11	12	13	14
事故発生件数	492	432	460	442	510
被害者数	505	437	460	442	515

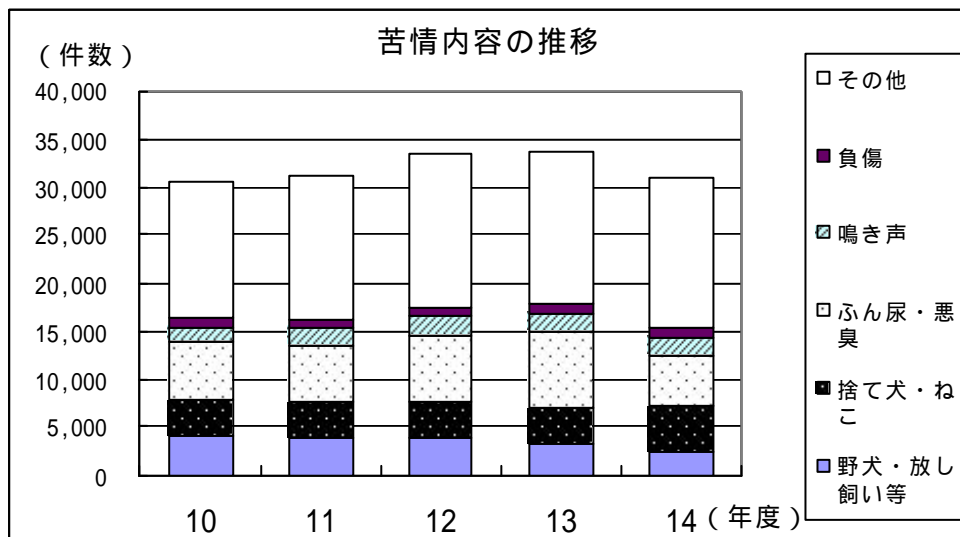
一方、不適切な飼い方による苦情・相談も依然として多く、終生飼養を目標に置いた指導を含め、電話による相談、現地での指導は増加する一方です。

<sup>11</sup> 咬まれたことによる傷。都条例では、咬傷事故を起こした犬の飼い主に、知事への事故の届出と、狂犬病の疑いの有無について獣医師の検診を受けさせることを義務づけている。

昭和 55 年度の条例施行当初から毎年約 3 万件の苦情が行政へ寄せられています  
が、犬の登録頭数の増加やセンター等の動物取扱総数の変化には連動せず、毎年ほ  
ぼ同じ水準で推移しています。さらに、これに相談件数を含めると平成 14 年度は  
約 49,500 件となります。



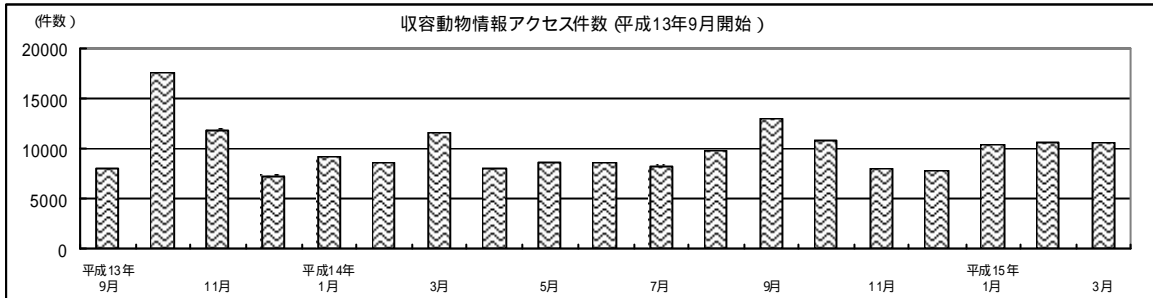
苦情の内容は、昨今のエキゾチックアニマル<sup>12</sup>をはじめとした飼養動物種<sup>13</sup>の多様化  
等を背景に、不適正飼養に伴う生活環境への被害、動物の繁殖や販売、虐待、遺棄の問  
題から、最近、話題となっているQ熱やウエストナイル熱など人と動物との共通感染症  
に至るまで、時代とともに内容も変化し、複雑多岐にわたっています。



<sup>12</sup> 海外産のは虫類・両生類を中心とした野生動物から由来するペットの総称。近年、価値観の多様化等から、飼養する人が増えている。

<sup>13</sup> 動物取扱業者の取り扱う動物の種類。取り扱う際に登録の必要なほ乳類、鳥類、は虫類のほか両生類、魚類、昆虫類等多様なものがある。

また、飼い主からセンターに寄せられる逸走<sup>14</sup>犬の問合せは、年間2万5千件を超え、さらにインターネットで公開している収容動物情報へのアクセス件数も年間10万件を超えています。一方、犬を拾得などし、保護している人からの情報も年間約2,200件もセンターに寄せられています。このようなことから、ますます動物に関する都民の関心が高まってきていることがうかがえます。



#### (4) 動物取扱業の現状

平成12年の条例改正で、動物取扱業はそれまでの届出制を登録制とし、規制対象業種も従来の6業種（販売、貸出し、一時預かり、訓練又は調教、輸出又は輸入、美容又は装飾）に3業種（繁殖、展示、興行）を加えた9業種としています。平成14年度末の取扱業登録数は1,367件であり、全国の約1割を占めています。

動物取扱業施設数の推移

年度		平成11	12	13	14
営業の種類	動物取扱業登録数	1,020	397	1,196	1,367
	動物の販売	640	211	692	803
	動物の貸出し	17	17	81	100
	動物の一時預かり	486	261	757	872
	動物の訓練又は調教	55	45	130	161
	動物の輸出又は輸入	17	17	55	72
	動物の美容又は装飾	629	265	760	882
	動物の繁殖		65	228	277
	動物の展示		27	97	123
	動物を用いた興行		14	39	48

(注1) 平成12年度、動物取扱業を届出制度から登録制度に改め、対象業種を拡大したが、制度移行期のため施設数が減少傾向にある。

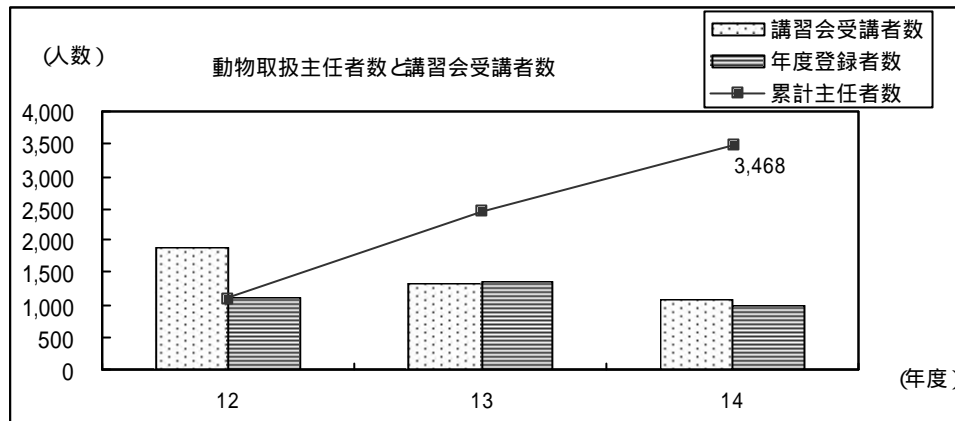
(注2) 営業の種類が複数に渡る施設があるため、営業の種類別施設の合計は動物取扱業登録数に一致しない。

(注3) 平成14年4月1日現在での全国の動物取扱業総届出数は13,781件で、都はこのうち約1割を占めている。

登録制の導入とともに施設に1名以上の動物取扱主任者の設置が義務づけられ、毎年千人を超える人が資格取得の講習会を受講し、動物取扱主任者の登録を行っています。動物取扱業従業者だけでなく、将来動物関係の仕事を希望する学生や動物に興味のある一般都民等も公的資格として受講、登録する傾向がみられ、動物取扱主任者数は平成14年度末には累計3,468名となっています。

<sup>14</sup> 飼養動物が逃げ出す、あるいは迷走すること。不適正管理によるもののほか、災害時の脱出等様々な原因がある。

また、昨今、動物取扱業に対する苦情も多く、特に、販売及び繁殖等を行う動物取扱業に係るトラブルが増加しています。このため、動物取扱業にはセンターが監視指導を行っています。



動物取扱業監視指導件数の推移

年度	平成 11	12	13	14
監視件数	430	242	579	496
注意指導書交付数	3	3	10	23

## 2 動物との絆と意識の変化

動物は、単なる愛玩動物としてだけではなく、私たち人間の良き伴侶、コンパニオンアニマル<sup>15</sup>として人の生活の中で重要性が高まっています。

また、近年、動物の飼養が高齢者等において、心の支えや心身の健康の維持など精神面や身体面でも良い影響が見られるとの研究結果も示されています。少子高齢化、単身者の増加など、人間関係が希薄になっているといわれる現代社会において、心身の健康や円滑なコミュニケーションに動物の果たす役割が注目されています。

一方、インターネット等を通じて国内や世界中の動物関連情報を容易に入手できるようになり、人々の動物に対する興味・関心が高まるとともに、動物に対する意識や価値観の多様化が進んでいます。

## 3 動物愛護推進に対する気運の高まり

動物との絆と意識の変化に伴い、動物愛護活動に興味を持つ人も多く、都の動物取扱主任者の資格取得者や、民間の動物に関連する専門教育の修了者が、ペットに関連する様々な場に進出しつつあります。さらに、動物愛護活動をライフワークとする人やボランティア等が徐々に普及してきています。今後の動物愛護を推進していく上で、こうした人々の果たす役割がより一層期待されています。

<sup>15</sup> 伴侶動物。飼い主が家族の一員のように考え、飼養している家庭動物。



#### 4 動物に対する社会的理解の深まり

動物を飼養することへの要望の高まりを反映し、ペットの飼養が可能なマンションが増加するとともに、集合住宅における規約改正やペットクラブの設立等、マナーの向上についての関心も高くなっています。一部の都営住宅では既にペット動物の飼養が試行されています。また、平成 14 年には一部の都立公園でドッグラン<sup>16</sup>が試行され、さらに、身体障害者補助犬を同伴の上、様々な公共施設や民間施設等への出入りが自由になるなど、人と動物との共生に対する社会の理解が深まってきました。

#### 5 獣医療及び飼養水準の向上

飼育環境の改善や飼養における栄養改善とともに感染症の予防など予防獣医学の発達や先端技術を取り入れた獣医療水準の向上は、動物の平均寿命の伸張など、動物の福祉向上や健康づくりに著しく寄与しています。その結果、高齢動物の介護や慢性疾患の内容などについては、飼い主自身が認識しておくべき大切な要素となっています。

また、数多くの情報誌の流通や情報通信技術の進展等によって、飼い主は、動物に関する豊富な情報を手軽に入手できるようになり、飼育技術水準や資質の向上をもたらしています。

## 第 2 節 動物愛護の課題

### 1 動物に関する苦情・問題の多発

動物に関する課題の多くは、動物に対する理解と飼養に関する知識不足、飼い主としての責務の欠如、周辺環境への配慮不足、近隣とのコミュニケーションの希薄化等が原因となっています。多くの苦情のうち、身近な例では、犬の放し飼いや糞の放置のほか屋外飼育ねこによる近隣への生活環境被害などが顕在化しています。このため、飼い主のいない猫への取組も強く求められています。

### 2 動物取扱業者の社会的役割と責任

動物取扱業者は、飼い主やこれから飼い主になろうとする都民との接点であり、動物愛護の観点から非常に重要な立場にあります。しかし同時に、多種多数の動物を専門的に取り扱うため、その取扱方法によっては、動物の虐待や周辺環境への公衆衛生上の危害のおそれも懸念されます。

動物の飼養に関する問題の多くは、飼い主が、動物の外見や一時的なブーム等に影響され、本能や習性等を正しく理解しないまま安易に飼い始めることが一因となっています。動物取扱業者には、動物を飼おうとする人に対して、ライフスタイル、居住環境及び飼育に必要な適性等を考慮して、適切な動物種の選択や適正な飼養方法を助

<sup>16</sup> 飼い犬が自由に運動できるよう、引き綱を外しても他人に危害が加わらないよう囲まれた区画。広場、公園等に設置される。

言するなどの責任があります。動物の適正な取扱い、危害防止への配慮など模範となる適正飼養の実践を通じ、遺棄防止や終生飼養の普及など動物愛護推進の担い手としての社会的役割と責任はますます重要となってきました。

### 3 人と動物との共通感染症の危機

現代社会では、人や動物などすべての生き物が地球規模で移動するため、感染症の病原体も同様に移動するおそれがあります。現在、我が国で発生のない狂犬病は、世界のほとんどの国と地域に常在し、年間4～5万人もの人命が失われ、特に近隣のアジア諸国ではかなり深刻な状況です。高度情報化により世界中の情報がリアルタイムでもたらされるようになり、海外の感染症に関する事例も身近な危機としてとらえられ、ますます関心が高まっています。

ここ数年来、米国で猛威を振るっているウエストナイル熱は蚊を媒介とし、また、平成15年前半にアジアを中心に世界数十カ国で発生した重症急性呼吸器症候群（SARS）の感染源として一部の野生動物が疑われるなど、新興感染症<sup>17</sup>の約8割が広義の動物から由来するといわれています。我が国では、年間200万頭（匹・羽）の動物の大多数がペット用として事実上無検疫で輸入され、野生鳥獣をはじめとした多種多様な動物が一般家庭で多く飼養されるとともに、人と生活を共にする動物との関係が密接になり接触の機会も多くなっています。このため、人と動物との共通感染症の予防とまん延の防止については、迅速かつ徹底して取り組み、感染症の侵入に対する危機管理体制を充実強化する必要があります。

### 4 動物の逸走、危害及び非常災害時の危険性の増大

動物による危害のほとんどを占める犬による咬傷危害は、飼い犬へのしつけの問題や犬にストレスを与えるような不適正飼養が主な原因と考えられており、動物愛護上の重要な課題となっています。また、一般家庭で飼養される動物種が様々な野生動物に広がるにつれ、遺棄や逸走により野生化し、在来固有の生態系を圧迫するなど生物多様性<sup>18</sup>の保全上の問題が生じています。このため、野生動物などの適切な飼養及び保管並びに危害の防止に努める必要があります。

一方、飼養動物の多様化により、非常災害時の際に逸走した動物による危害発生の危険性が増大しています。近時発生した阪神淡路大震災、三宅島噴火災害等の際には、被災動物の救護、逸走動物による危害の防止のほか、動物救援センターの設立・運営、関係団体との協力体制の確保など様々な課題が発生しました。これらを教訓として、非常災害時に動物による危害防止を図り、同時に被災動物の保護と獣医療の提供等に関して適切な対応がとれるよう、動物飼養者のもとより、関係行政機関、獣医師会及び動物愛護団体等との連携のしくみを整備していく必要があります。

<sup>17</sup> エボラ出血熱、SARS に代表される新た発見される重篤な症状を示す感染症。

<sup>18</sup> 地球上のすべての生物の間の変異性。多様性には、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。

## < 最近の法令改正等の概要 >

### 動物の保護及び管理に関する法律（環境省）

平成 12 年 12 月 1 日から施行された改正法は、法律の題名にある「保護」が「愛護」に改められ、基本原則には、動物が命あるものであること、人と動物の共生に配慮することが加えられました。また、新たに、動物の所有者または占有者としての責任を十分に自覚すること、人と動物との共通感染症の知識の習得及び動物の所有者明示等の飼い主責任の強化と確保を図ることが規定されました。さらに、動物販売などを行う動物取扱業者に対しては、飼い主との接点として重要であるとの観点から、届出や基準遵守を義務付ける等の規制措置が新設されました。

一方、周辺の生活環境の保全や動物による人の生命等に対する侵害を防止する措置が規定されるとともに、法の目的としての動物の愛護と管理、その中核的な内容として動物の適正な飼養を推進するため、民間の有識者等による活動が重要であることから、動物愛護推進員の委嘱と推進員の活動を支える協議会の組織化についても規定されました。さらに、虐待及び遺棄の罰則が大幅に強化されるとともに、「愛護動物」に、人が占有しているは虫類が追加されました。

### 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（環境省）

法の改正等を踏まえ「犬及びねこの飼養及び保管に関する基準（昭和 50 年制定）」の見直しが行われ、「家庭動物<sup>19</sup>等の飼養及び保管に関する基準」として、平成 14 年 5 月 28 日に告示されました。

この基準は、多様なペット動物に対応するため、家庭で飼養される様々な動物（哺乳類、鳥類、は虫類）を対象とし、人と動物との共生社会の実現のため、飼養開始前の知識の習得と終生飼養を前提とした飼養可能性の判断、所有者を明示する措置の推進、繁殖制限措置の徹底、ねこの屋内飼養の推進及び学校・福祉施設等における適切な飼養の確保等について飼い主の基本的責務を重視したものとなりました。さらに、動物の逸走、放し飼い等による野生動物の圧迫等の防止を飼養者の責務として明記するほか、生物多様性保全等の新たな社会的要請へ対応していくための内容も盛り込まれました。



<sup>19</sup> 家庭等で愛玩動物又は伴侶動物として飼養されている動物並びに学校等で情操の涵養等の目的で飼養されている動物。

**東京都動物の保護及び管理に関する条例（東京都）**

法改正を契機とし、法の目指す動物とのより良い関係づくりを通じた生命尊重、友愛等の情操の涵養に加え、飼い主のみならず、地域の人々が人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目的として条例を改正し、平成 14 年 4 月 1 日から施行しました。

今回の改正により、題名にある「保護」を「愛護」に改めるとともに、都及び都民の責務の明確化をはじめ、特に、動物が命あるものであることの再認識、そして動物への理解や周辺環境への配慮などの飼い主の責務の徹底についての強化、並びに飼い主になろうとする者の責務を新たに規定しました。さらに、「人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けて、基本的・総合的な施策を策定し、施策展開に当たっては、広く動物愛護関係団体や都民などと協力し推進していくこと」としました。

**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（厚生労働省）**

明治 30 年に制定された「伝染病予防法」は、その後の医学の進歩、衛生状況の改善、国際交流の活発化、新興感染症の出現など、感染症を取り巻く環境の変化に対応して、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）として、平成 11 年 4 月 1 日から施行されました。

感染症法は、新たな感染症に罹患した場合の重篤性に基づく総合的な観点から感染症の分類を四類型に整理し、平常時から感染症情報の収集分析等を行う事前対応型行政の取組、患者の人権配慮、良質かつ適切な医療提供のための感染症指定医療機関制度の新設をはじめ、未知の新感染症への対応の新設、さらに近年の新興・再興感染症<sup>20</sup>の流行等を背景として、動物を媒介とした病原体の侵入の危険性への対応として動物由来感染症<sup>21</sup>対策の規定を追加するなどの強化が図られました。これを受けて都では、動物由来感染症の予防体制整備を図るため、動物由来感染症に関する普及啓発、動物由来感染症の情報収集、分析、情報提供体制の整備及び侵入時等のまん延防止のための緊急調査などを実施しています。

さらに、国は動物由来感染症に感染した疑いのある動物が輸入、流通した事件等を契機として、動物由来感染症対策の強化を盛り込んだ法改正を行い、平成 15 年 11 月 5 日から施行されました。この改正で、感染症分類は五類型に再整理され、新たに動物由来感染症を中心とする分類（四類）を設け、現行のウエストナイル熱、狂犬病などのほか、世界的な感染被害が予想される高病原性鳥インフルエンザ、サル痘、ニパウイルス感染症、野兔病などが加えられました。また、感染源となる動物の輸入禁止や輸入届出制度、獣医師等の責務、感染した動物のいた施設の消毒などの措置や立ち入り調査などが盛り込まれました。

<sup>20</sup> 結核に代表される一時期患者数が減少したが、最近再び勢いを盛り返している感染症。

<sup>21</sup> 人と動物との共通感染症のうち、動物から人へ伝染する感染症。

## 第二章 動物愛護推進総合基本計画

### 第1節 計画の策定

#### 1 計画策定の趣旨

人と動物とが共に健康で安全に暮らしていくことは多くの都民の願いです。このためには、飼い主が命ある動物を適正に飼養し、動物の存在が地域の人々により受け入れられ、人々の間に生命尊重や友愛の気風がいきわたる地域社会となることが求められています。

こうした考えをもとに、都は、動物とのかかわりの中で、豊かな地域社会の構築、良好な生活環境の維持、健康と安全の確保を目指して、「東京都動物愛護推進総合基本計画（ハルスプラン）」を策定しました。

今後、この計画を21世紀にふさわしい動物愛護推進のための総合基本計画と位置づけ、都の状況に即した施策展開を図るため、この計画に沿って、都、区市町村、民間団体、都民との協働体制を構築し、連携を十分に図りながら様々な課題に取り組みます。

#### 2 目的

行政と都民、民間団体等との連携と協力のもとに、「人と動物との調和のとれた共生社会の実現」を図ることを目的とします。

#### 3 性格

この計画は、条例第3条に基づき、都が策定する動物愛護推進の総合基本計画であり、動物愛護に取り組む都民をはじめ動物愛護団体などの共通指針としての性格を持つものです。

#### 4 期間

この計画の期間は、動物愛護の発展過程である動物愛護の推進期（第1ステージ）の後期に当たる平成15（2003）年度から平成24（2012）年度までの10年間とします。

計画の具体化に当たっては、実施計画を策定するとともに、数年後に見込まれる法の見直し及び社会情勢の変化に柔軟に対応していくために、5年後を目途に、その実施状況を踏まえ、評価と見直しをしていきます。

### 第2節 動物愛護推進の基本的視点

#### 1 都民等との連携と協働の推進

地域における動物愛護の推進を図るため、動物の飼い主だけでなく、幅広い都民

等との連携と協働を進めます。

## 2 飼い主責務の徹底と情報の提供

飼い主の資質向上と地域住民の動物への理解を図るため、飼い主に適正飼養責務の自覚を促し、動物への理解を深められるよう、的確な情報を提供していきます。

## 3 都民の健康と安全の確保

人と動物との共通感染症の調査を行うとともに、その結果や予防方法について、都民に普及啓発を図ります。さらに、特定動物の逸走時や非常災害時における動物愛護及び危害防止対策を強化し、都民の健康と安全を守ります。

### 第3節 施策への取組方針

動物愛護推進の基本的視点に基づき、次のような 10 年後の具体的な数値指標と取組方針を設定し、動物愛護の具体的な施策を推進します。

< 10 年後の具体的な数値指標 >

指 標	方向	数値指標 (14 年度実績値対比)	14 年度実績値
動物致死処分数	減らす	50%	11,322 頭
犬・ねこ等の苦情件数	減らす	25%	30,976 件
犬の返還・譲渡の割合	増やす	80% ←	73.2%
ねこの返還・譲渡の割合	増やす	3% ←	1.6%

#### 1 役割分担の明確化と協働体制の確保

法において動物の健康及び安全の保持、動物による人への迷惑防止等、動物の飼養及び保管に対する飼い主への指導等については、地方公共団体の事務とされており、条例においても都と区市町村との協力について規定されていますが、役割分担の具体的な考え方は必ずしも明確ではありません。

動物問題は、多様で複雑化しており、行政ニーズはますます増加しています。これらに的確に対応していくため、都、区市町村、民間団体、都民がそれぞれの特性を生かした役割分担の考え方を構築した上で、互いに連携協力して効果的に総合力を発揮できる協働体制を確保し、動物愛護や適正飼養に係る施策を推進していきます。

## 2 人材の育成

地域における動物愛護を推進していくためには、飼い主はもとより、広く都民へ動物に関する知識を広め、動物に関わる課題の解決能力の向上を図っていく必要があります。

このため、動物愛護推進員をはじめ、動物の専門知識を有する動物愛護団体や動物愛護活動家などの都民に対して、情報提供等を行うなど、動物愛護推進の担い手としての人材の育成に努めていきます。

## 3 動物に関する諸施策の連携

動物問題では、都の様々な部局等が幅広く関係しています。例えば、建設局は、動物園での展示動物の飼養や都市公園における飼い主のいない猫への対応、住宅局は、集合住宅における動物飼育の対応、環境局は、輸入動物の野生化に伴う外来種<sup>22</sup>への対応、産業労働局は、家畜伝染病、動物用医薬品及び獣医療等、警視庁・消防庁は動物虐待、遺棄や緊急時における措置等を行っています。さらに、ひとり暮らしの高齢者が飼養する動物の問題や身体障害者補助犬については福祉局のほか、区市町村が深く関わっています。今後とも関係部局等との協力・連携を図っていきます。

## 4 科学的根拠に基づく事業の展開

飼い主や動物取扱業者等への普及啓発、行政指導等を進めるに当たっては、信頼できる技術や情報等の基礎データに基づく専門的な観点からの指導、助言が不可欠です。このため、人と動物との共通感染症の発生動向監視、調査研究・情報収集等を体系的に整備していきます。また、動物介在活動<sup>23</sup>をはじめとした動物との絆や、子どもの心身の健全な発育と教育効果との関連など動物愛護に関する科学的調査研究を推進し、施策に反映していきます。

## 5 健康危機管理への備えと情報発信

我が国は、周りを海という自然のバリアーに囲まれていることから、諸外国に比べ人と動物との共通感染症に対する危機意識と予防体制の遅れが指摘されています。

しかし、世界有数の動物輸入国であることから、人と動物との共通感染症への対策が公衆衛生上からも極めて重要となっています。

このため、都においては狂犬病をはじめ、共通感染症対策を最重要課題と位置付け、調査研究、情報の収集と発信、感染症発生時の危機管理体制等の整備を図り、都民の健康で安全な生活を確保していきます。

<sup>22</sup> 本来の生息域を越えて人為的に導入された生物種。移入種とも言う。

<sup>23</sup> 動物とのふれあいを通して、対象となる人の生活の質の向上、レクリエーション、情緒的な安定等を目的として実施される活動。高齢者、心身障害者に対する効果が期待されている。

### 第三章 具体的施策の展開

この計画では、動物愛護をめぐる社会環境の変化と都の動物愛護行政の現状と課題を踏まえつつ、動物愛護推進の基本的視点から、30のプランを中心に施策の展開を図ります。

#### 第1節 役割分担の明確化と協働体制の整備

人と動物との調和のとれた共生社会の実現には、飼い主はもとより広く都民の理解と協力を得ることが何より大切です。このため、都、区市町村、民間団体、都民が、それぞれの特性に応じた社会的役割を認識し、積極的に取り組む必要があります。

都は、これらの各実施主体と連携、協働しながら一層の施策推進と事業展開を図ります。

#### 1 地域における動物愛護の推進

東京は、過密な市街地、山間部、離島など多様な地域があり、その地域ごとの生活環境や住民意識等により飼養動物から派生する問題の質や量も様々です。動物愛護関係の行政サービスに対する住民ニーズも多様化し変化してきています。動物愛護をめぐる課題の多くは、関係者が地域に限定されている場合が多く、画一的な対応ではなく、地域の動物に関する課題を的確に把握、特定し、重点的に取組を進めていくことが効果的であると考えられます。

##### (1) 地域特性に応じた行政施策

地域における動物愛護思想の普及推進はもとより、生活環境保全の観点から、例えば犬の鳴声騒音や散歩時の糞の放置等では、身近な区市町村による施策の推進が重要となります。都は、動物愛護の拠点施設であるセンター機能の充実により、区市町村への支援機能の強化を図り、区市町村が行う事業に専門的、技術的な支援を行います。

プラン

1

都による区市町村に対する事業支援プログラムの提示

##### ア．都による区市町村への専門的・技術的支援

都は、区市町村の求めに応じて専門的・技術的業務の支援を行い、事業支援プログラムを作成・提示します。また、区市町村単独では解決困難な課題に対し、区市町村と連携して解決に取り組めます。



## 〔都による支援プログラムの例示〕

区市町村の開催する適正飼養講習会等への講師派遣・技術的支援協力

〔 一般向け：各種飼い方教室、犬のしつけ方教室等 〕

〔 学校向け：動物教室、学校飼育動物講習会等 〕

区市町村の開催する動物愛護イベント等への支援

飼養動物から派生する相談への専門的・技術的支援

**イ．都と区市町村との連携**

都は、東京都全体の広域的な課題を把握し区市町村へ情報提供していくなど、相互の交流と情報の共有化を通じ、区市町村の地域特性に沿った飼い主指導などを支援し、動物愛護及び適正飼養を推進します。

## 〔施策内容〕

区市町村での動物窓口相談で活用できる飼養動物の普及啓発媒体や苦情対応事例集を作成し区市町村へ提供・配布

動物愛護管理担当者連絡会の設置

**ウ．区市町村の地域に応じた取組の促進**

動物問題の解決は、都が広域的な観点で行政施策を一律に適用すると合理性を欠く場合が考えられます。このため、地域住民の合意や意思の尊重を基本として、住民に身近な区市町村が地域特性に応じて質量共にきめ細やかなサービスを提供し、対処していくことが望まれます。

## 〔区市町村による実施例〕

犬の糞害防止条例の単独あるいはこれを含めた総合的な環境美化条例等の制定及び環境美化推進ボランティア等の公募と協働

飼いねこの不妊・去勢措置及び、屋内飼養の普及啓発

個体識別措置<sup>24</sup>の普及

**(2) 行政と地域社会との連携**

地域で適正飼養を推進していくためには、飼い主はもとより自治会等の地域社会と行政との連携が必要です。都は、区市町村と共に地域住民の動物に対する理解を促進し、住民相互の社会的な協働意識を醸成することで、自治会等コミュニティ単位での問題発生予防システムを構築し、地域に密着した動物問題の解決を促進します。

<sup>24</sup> 動物の飼養者を明らかにするために、動物に鑑札、名札、脚輪又は、マイクロチップ等の器具等を装着すること。

## ア．地域の問題解決能力の向上

都は、区市町村や地域住民の主催する適正飼養講習会への講師派遣等を通じて、地域の実情に合わせた飼い方等適正飼養の向上を図るとともに、これまでの問題解決事例の蓄積を生かし、区市町村に協力して地域の問題解決能力の向上を促進します。さらに、地域住民によって組織された動物愛護団体の活動を、区市町村と共に支援・協力しながら動物愛護を推進していきます。

### 〔施策内容〕

都による地域住民が主催する適正飼養講習会等への支援  
 民間愛護団体等による地域住民対象の出張ミニ講習会への支援  
 区市町村による動物愛護推進員等と連携した地域の講習会への支援  
 行政と動物愛護団体との協力  
 動物愛護団体の育成

## プラン

## 2

## 飼い主のいない猫との共生支援事業の普及推進

## イ．飼い主のいない猫との共生支援事業

「飼い主のいない猫との共生モデルプラン」は、地域住民が主体となり、経験と専門知識を有するボランティア、区市町村及び都との協働により飼い主のいない猫によるトラブルの解決を図る活動であり、事業に対する理解が確実に浸透しつつあります。

今後は、モデルプランの実施結果に基づき、具体的解決策を取りまとめたガイドラインを作成し、区市町村、地域住民への提供を通じて、住民自らの取組の推進、区市町村によるボランティアの公募等による協力者の組織化、ボランティアによる地域の普及啓発、動物愛護推進員による活動など、区市町村主導による取組の更なる展開を図り、都は地域ぐるみの取組に対する不妊去勢措置等の支援の検討など、技術的、専門的支援を推進していきます。

### 〔施策内容〕

都による「飼い主のいない猫との共生モデルプラン」事業の実施  
 【都内全域対象 10 地区指定（平成 15 年度まで）】  
 都による「飼い主のいない猫との共生ガイドライン（仮称）」の作成・提供

**ウ．適正飼養モデル地区事業**

様々な動物種の飼養に関する問題の解決は、個々の飼い主はもとより、地域全体での取組が求められます。動物飼養の基本的ルールを守る地区として区市町村ごとに適正飼養モデル地区を特定し、地域の動物愛護活動家や動物愛護推進員が不妊去勢措置の促進、鑑札等身元標識装着の徹底、ねこの屋内飼養の推進等、地域の動物飼養マナーの向上を支援します。また、模範的なモデル地区を示すなど適正飼養に当たっての目標を設定し、推進意欲を育みます。

**(3) 都民の参加と協働による動物愛護の推進**

動物愛護について意欲的な民間活動家や団体は増加しており、問題の解決には、民間活動家や団体を中心となって活動する方が好ましい事例もあります。

近時、多岐な分野でNPO<sup>25</sup>の活動が注目されていますが、我が国では、動物に関するNPOの活動は世界の動物愛護先進国と比べ発展途上にあります。都民参加と協働による地域レベルでの動物愛護を推進するために、都は各地域における活動団体を積極的に支援していきます。また、動物愛護とその適正管理に関し、顕著な功績があった人物（又は団体）に対する功労者表彰制度の導入も検討していきます。

**ア．動物愛護推進員制度の拡充強化**

この制度は、今後の動物愛護行政の中核を担う施策であり、行政との連携協力を基本に、熱意と識見のある民間ボランティアによる主体的な動物愛護推進活動を行うものです。

また、動物愛護推進員協議会は、推進員の委嘱及び活動の支援母体として、推進員の活動計画の協議調整のほか、推進員の資質向上を図る組織です。

本制度の充実強化のため、基盤となる協議会組織の発展と機能拡充に努めていきます。さらに、推進員の活動が効果的に機能するためには、区市町村が地域の推進員の活動を積極的に支援していくことが重要です。

平成15年度には、動物愛護団体の推薦による推進員の委嘱を行いました。平成16年度は動物愛護団体に加え、区市町村推薦による委嘱も行い、平成17年度は一般公募を視野に入れていくなど、その委嘱及び支援方法等について協議会に諮りながら段階的に増員し、地域における動物愛護施策をより実効性のあるレベルにまで高められるよう、円滑かつ発展的な施策展開を図ります。

<sup>25</sup> Non Profit Organization の略、民間の非営利組織で社会的課題に市民が主体的に取り組んでいる組織。

【 委嘱予定 300人 (平成18年度までの目標数) 】

委嘱対象	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度～
団体推薦	100			(100)		
団体・行政推薦		100			(100)	
一般公募			100			(100)
延人数	100	200	300	(300)	(300)	(300)～

注1 数値は委嘱数(人)

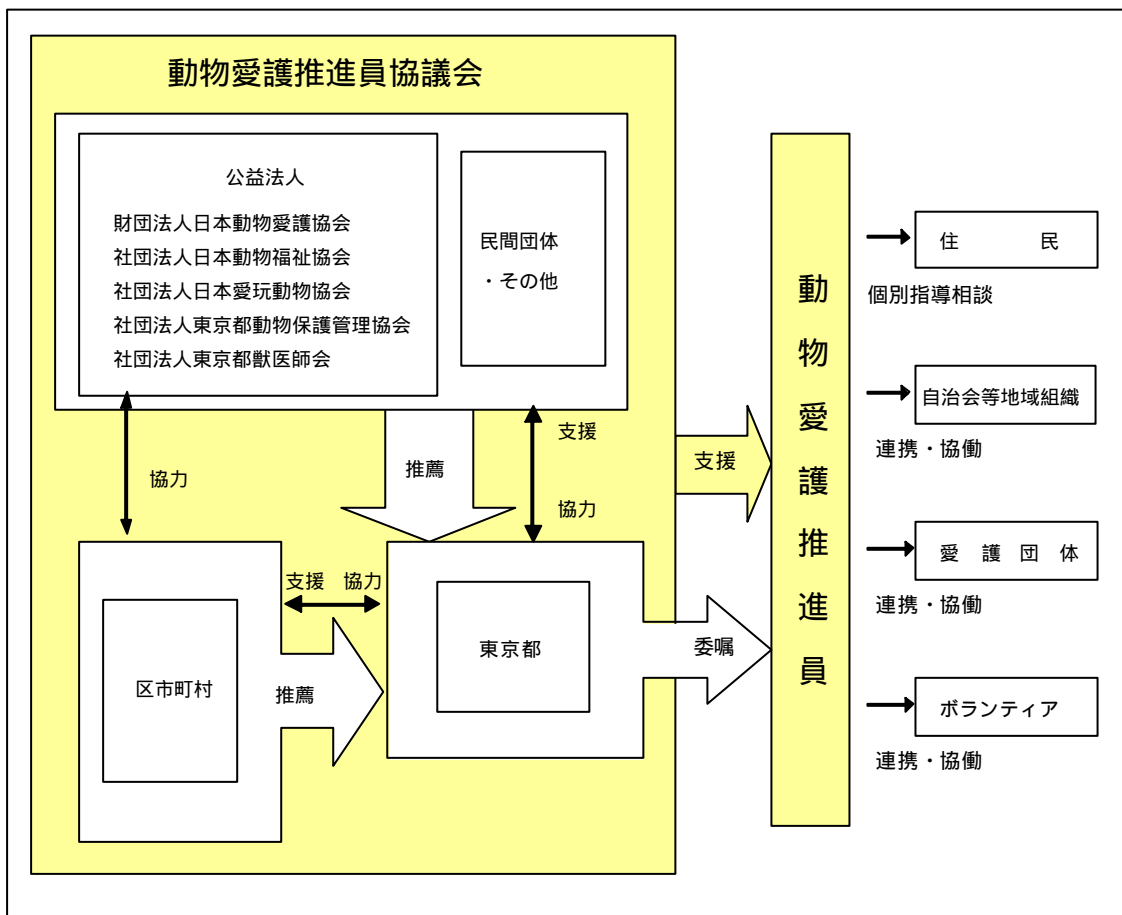
注2 任期は3年間

イ. 動物愛護推進員への支援と連携

動物に関する苦情・相談は地域住民に密着した課題であることが多く、推進員には地域の動物愛護・適正飼養の推進の核として様々な施策での活躍が期待されます。

都は、パンフレット等普及啓発資材の提供、研修等による知識・情報の提供、地域行政との調整、情報の共有や苦情相談等についての相互協力を図るための連絡会の開催などにより、推進員の活動を支援していきます。

<動物愛護推進員制度体系図>



## ウ．区市町村独自の民間団体等との連携・協働の推進

動物愛護に対する都民の関心は高く、飼い主のいない猫の問題解決をはじめ、犬のしつけや適正飼養の普及推進を目的として活動するボランティア団体が、多くの地域で増えてきています。

区市町村においても、動物愛護推進員に準じた独自の制度が導入され、様々な動物に関する課題解決に向けて地域で活動していけるように、都は、区市町村の取組を支援します。

## 2 専門的・広域的施策の拡充

動物に関して増加する多様なニーズに的確に対応するため、都は、センターを動物愛護事業の拠点と位置付け、犬やねこの保護収容、特定動物や動物取扱業等への監視、指導はもとより、動物愛護思想の向上に向けた普及啓発や動物の譲渡の推進などに取り組んでいきます。さらに、非常災害時や人と動物との共通感染症の発生時等における危機管理対策機関としてふさわしい事業を実施していくなど、都民等と連携・協力し、より一層の事業展開を図ります。

### (1) 保護収容動物の適正な管理と返還・譲渡の推進

室内飼育の普及、小型犬の増加や犬種の変化、収容犬の高齢化等、都民の動物飼養の形態や意識の変化に伴い、都の動物業務は動物の保護・愛護の観点を取り入れた対応へと変化しています。

今後は、動物飼養の実態や都民要望に沿った新しい動物愛護管理に向けて、センターの施設のあり方を検討します。

### ア．保護収容動物の適正な管理

快適な飼養管理や動物の相互感染の防止などの観点から、これまでの一室に複数の動物を管理する複数管理方式から1頭ごとに個室で管理する個別管理方式へ向けたセンターの施設整備を検討していきます。

プラン

5

返還・譲渡の推進

### イ．飼い主への返還率の更なる向上

センターに保護収容された成犬の返還率は70%を超えていますが、本来は全ての逸走動物が飼い主の元に戻ることが求められます。現在も収容動物の情報をセンターのホームページ上で広く提供していますが、更なる返還率の向上のために、鑑札をはじめとした身元標示の徹底など、飼い主指導の強化と収容動物情報の検索体制の充実等を推進します。

## ウ．保護収容動物の譲渡の推進

譲渡事業は、収容期限の満了した動物の中から、飼養に適した動物を選別し、譲渡希望者に譲り渡すことで、動物の延命と譲渡を通じて模範的な飼い主の育成等を図る効果が期待されます。

現在は、動物社会性<sup>26</sup>があり健康で若齢であることを譲渡対象の主要選定基準としていますが、これからは、高齢動物でも譲渡を希望する人の増加が見込まれます。こうしたニーズを含め動物の譲渡方法の見直しを行い、適切な譲渡を促進していきます。特に、これからは譲渡対象動物を都と協力体制にある動物愛護団体を通じて適正な飼い主へ譲渡していく「団体譲渡」を推進します。

## (2) 調査研究の充実と施策への反映

都民から寄せられる飼養相談や動物に関する苦情などは、都民の動物飼養や動物への関心、関わり方等の一側面を表し、保護収容動物は都民の飼養実態の縮図でもあります。これらの情報は様々な調査研究の基礎データを提供してくれます。このセンターでの情報を生かし、都全体の動物の実態を把握する広域的調査研究を推進します。

### ア．動物愛護と管理等に関する調査研究

動物の適正飼養や動物愛護の考え方に関する基本原則は共通であっても、地域の実態によって住民の考え方や飼養方法には違いがあります。動物の愛護と管理のあり方に関して広域的な観点から幅広く様々な調査研究を行い、都全体の動物飼養の基礎資料とするとともに、地域の実情にあった効果的な動物飼養のあり方を取りまとめ、区市町村等に情報提供します。

### イ．人と動物との共通感染症に関する調査研究

東京は人や物の流動が激しく、人と動物との共通感染症の侵入や拡大の機会などの危険性を多く内在しています。広域的な感染症の侵入監視とともに、実態把握のための調査研究を行い、都民の感染症予防対策を図ります。

### ウ．動物飼養の心身の健康維持・向上効果等に関する調査研究

動物飼養が高齢者に与える医学的・心理的影響、子どもの心身の健全な発育と教育効果など、科学的な視点から動物飼養の効能を検証します。また、医療・福祉関係者と連携して、高齢者福祉施設、心身障害者福祉施設等に対する動物訪問活動や動物介在活動が心身の健康に及ぼす効果等を調査研究していきます。

## (3) 人材の育成

動物に起因する多種多様な課題を解決し、動物愛護を推進するには民間の人材との連携が不可欠です。都は民間の動物愛護に関わる人材の育成を積極的に行っていきます。

---

<sup>26</sup> 飼養動物が生活していく上で必要とされる人間社会や他の動物、社会環境に適応する能力。

#### ア．動物愛護推進員の育成

動物愛護推進員の資質向上のための研修会・講習会を実施します。また、推進員相互に知識・技術を提供し合う場として自己研鑽のために行う自主的な講習会・勉強会の開催を支援します。

#### イ．動物愛護民間ボランティア・動物愛護団体の育成、支援

動物愛護に関心を持ち動物愛護ボランティアに参加したいと考える都民が増加しています。こうした意欲を持つ都民が知識・技術を学ぶ場として、都が実施する各種講習会等に参加する機会を提供するなど、ボランティアの育成を行います。さらに、民間活動家や動物愛護団体との協働を推進するため、都は動物愛護団体向けの専門講習会やセンターの見学・事業説明会等を通じて、優良な民間活動家や団体の育成に努めます。また、求めに応じて民間団体が主催する適正飼養講習会に都から講師を派遣するなど、ボランティア活動を支援します。

#### ウ．動物関係教育機関への動物愛護に関する講師派遣

都民に一番身近な動物の専門家は動物取扱業者や動物病院の獣医師であり、都民の動物愛護の思想に多大な影響を及ぼします。動物関係専門学校や獣医科大学の学生、動物管理士<sup>27</sup>及び動物看護師<sup>28</sup>などの教育課程で動物愛護の知識と理解を促進するために、要請に応じて動物関係教育機関に講師を派遣し、若い世代の育成を図ります。

#### エ．動物関係学生の研修受入れ

動物愛護に関心を持つ学生に動物愛護行政の実際を知ってもらい、これからの動物愛護のあり方を共に考えていくために、センターへの研修生の受入れを検討していきます。

### (4) 人の健康維持向上と福祉への積極的支援

本格高齢社会を迎え、我が国では、高齢者の健康保持増進は重要な課題となっています。近年、人と動物との関係が心身の健康に及ぼす効能が科学的にも立証され、高齢者福祉施設、心身障害者福祉施設等への動物訪問活動<sup>29</sup>や動物介在活動などが活発に行われるようになっていきます。

一方、飼い主の高齢化に伴い、人と動物との共通感染症の予防、飼い主の入院時や死亡時の動物の処遇など、新しい問題も浮き彫りになってきています。これらの新し

<sup>27</sup> 動物の適正飼養、しつけ等について、一定の知識、技術を習得した者。

<sup>28</sup> 動物病院等で獣医師の補助、動物の世話をを行うスタッフ。

<sup>29</sup> 動物介在活動のために、対象施設に動物を連れて訪問する活動。

い課題に都は積極的に取り組んでいきます。

プラン

7

人の健康維持・向上と福祉への積極支援

#### ア．民間の動物訪問活動、動物介在活動の支援

動物訪問活動、動物介在活動に適する動物の選定方法、動物の健康維持管理方法の研究を行い、センターでの収容期間を満了した動物の中から、活動に向く動物を選別し飼い主ボランティア<sup>30</sup>等に譲渡するなど民間の活動を支援していきます。

#### イ．身体障害者補助犬への理解と活動支援

「身体障害者補助犬法」が施行され、公共的施設等への補助犬同伴が一層促進されることになりましたが、現状では十分に社会の理解を得ているとは言えません。その原因のひとつに飼い主が犬の特性や正しい知識を学ぶ機会が少なく、また、安易な飼い方・接し方をしてきた結果、犬についての偏見や誤解を招いていることが考えられます。

このような現状を改善し、補助犬が自然に受け入れられる社会を築くために、補助犬への理解と保健衛生の確保に向けた支援を行うとともに、補助犬のもつ役割の重要性を社会へ周知するなど、あらゆる主体が協力し合える社会づくりに努めます。

##### 〔施策内容〕

補助犬の健全な普及を支える福祉関係者や団体、並びに補助犬の健康管理に対する獣医師の団体など、各々からの補助犬の活動支援  
行政機関等による各種動物愛護事業等における理解促進・啓発

#### ウ．動物アレルギー問題への対応

最近、幼児や高齢者のアレルギーを理由とする飼い主からの動物引取り依頼が少なくありません。これは、医師以外にこの問題を相談できる動物愛護の専門家が身近にないことも一因と考えられます。アレルギー問題に関して、情報収集を行い、動物を安易に飼養放棄しない解決策を検討していきます。

#### エ．高齢者の動物飼養へのサポート

高齢者にとって動物は大切な家族であり、生きがいであることも少なくありません。一方で、高齢者は、感染症のハイリスクグループ<sup>31</sup>に属し、人と動物との共通感染症にはより注意が必要です。また、高齢者の入院等で一時的に動物の飼養を継続できなくなった場合、近親者等が当該動物を引き取るか、民間の一時預かり業者に

<sup>30</sup> 自ら飼養動物とともに福祉施設等を訪問し、動物介在活動等に協力するボランティア。

<sup>31</sup> ある疾患において、一般に高い頻度で発生する危険性があると考えられる特定因子を持つグループのことをいう。



預けるか、引取りとしてセンターが収容するなど、動物を手放さざるを得ない現状もあります。このため福祉関係部所と連携し、身寄りのない高齢者が入院する際、飼養動物の一時保護相談に応じたり、高齢者に対する適切な動物種の選択等、動物の飼養相談に専門的な助言を行うなど、高齢者の動物飼養をサポートしていきます。

### (5) 動物シェルター機能の充実

動物愛護や危害防止、福祉等の観点から動物を一時的に預かる必要が生じる場合があります。動物を一時収容する場所は、現在の都の施設の利用だけでは限界があることから、今後、動物愛護団体や動物病院等との協力体制のあり方やセンターの動物シェルター<sup>32</sup>機能の整備を検討していきます。

プラン

8

動物シェルター機能の充実

〔機能充実に向けた取組内容〕

福祉関係部所、区市町村との協力

動物愛護団体、獣医師の団体、ボランティアとの協力と連携

対象動物の適正審査基準の検討

センターの施設整備の検討

## 第2節 適正飼養の推進

適正飼養の推進は、動物を飼養している飼い主はもとより、全ての都民に関わるものといえます。都は、適正飼養の取組を一層充実させ、地域住民の動物への理解と資質の向上を図ります。

### 1 都民への情報・知識の提供及び支援

都民に動物についての知識、情報を積極的に提供することで、動物愛護、適正飼養の普及啓発を行います。特に、多感で動物への興味の芽生える児童を対象に、関係機関との連携の下に、将来を担う世代の動物愛護思想を養う教育の推進を図ります。

#### (1) 都民の動物への理解の促進

動物への正しい理解は安易な動物飼養を防止し、動物にかかわる問題や苦情を未然に防ぎます。動物飼養者のみならず、広く都民全体に動物への理解を促進し、動物との無用な摩擦を防いでいきます。

<sup>32</sup> 動物愛護団体等が運営するペット動物の保護収容施設。阪神大震災以降、非常災害時における必要性が注目されている。

**ア．適正飼養講習会等の充実**

都は、犬のしつけ方教室や、ねこ等の講習会を開催するほか、区市町村の行う講習会に要望に応じて講師を派遣するなど、優良な飼い主の育成に努めています。これらの講習会の対象・内容を充実するとともに、これから動物を飼おうと考えている都民や飼養の知識の取得を希望する都民も広く参加し聴講できるよう、講習会を積極的にPRします。また、動物に対する意識の変化、獣医療の進歩に伴い、動物も長寿になり、犬の痴呆や高齢動物介護も問題になっています。これら高齢動物の飼養に合わせた内容の講習会を実施します。

**イ．国際化に対応した動物愛護**

21世紀の東京は、ますます国際都市として様々な宗教・文化・価値観の人々が生活する場となってきました。

世界各国の動物愛護意識や行政・民間の取組は多様であり、諸外国の知見や施策を参考に、国際社会からも見劣りしない我が国固有の動物愛護思想の醸成と意識変革のための啓発が必要です。我が国の動物愛護体制の正しい理解を図るために、外国人居住者向け行政PRサービス等も積極的に提供します。

## 〔施策内容〕

国及び動物愛護団体との協力による都民への海外知見・情報の提供  
外国人居住者向けの国内制度・動物愛護関係情報の発信（動物愛護・人と動物との共通感染症関係情報・行政の事業活動等のPR）

**ウ．マスメディアとの連携**

テレビ、コマーシャル等、マスメディアによる情報は、広く大人から子どもにまで影響を与えます。一部の安易な興味本位の報道、番組内容等は、過去において動物の衝動買いや、不適切な動物の取扱方法等で問題となったこともあります。

マスメディアの社会への多大な影響力や社会的使命の重要性に鑑み、動物愛護について常に正確かつ適切に報道されるよう、専門情報の提供などによりマスメディアとの連携を深めていきます。

**(2) 動物愛護教育の充実**

現在、センターでは小学校を対象に訪問形式の動物教室を行っていますが、学校のカリキュラムでは低学年を対象とした生活科の授業の一つとしてとらえられ、理解力や時間的制約から動物による危害防止の話が中心となることから、動物愛護の内容が不足している面も否めません。次世代を担う子供たちに動物愛護を学ばせることは重要なことです。このため、子供たちに動物愛護を学ぶ場と機会を提供できる教育内容

を検討していきます。

プラン

10

学校教育機関への啓発指導

**ア．教育委員会と連携した動物愛護教育の充実**

対象学年別カリキュラムの導入や、進級継続教育プログラムの作成など、センターで行われている動物教室の対象・内容を更に充実、多様化させ教育効果の向上を図るとともに、学校が動物教室を利用しやすいよう工夫を図ります。

**イ．センターにおける体験学習の実施**

子どもたちが動物に触れ、体験しながら動物愛護や適正飼養について学習する場として、センターの施設を利用した夏休み動物教室など、動物愛護教育プログラムを実施します。

**ウ．学校の動物飼養への支援**

子供たちに動物愛護や動物適正飼養を教育する場として、学校内の動物飼養の重要性が増しています。しかし、学校教諭は本来動物の専門家ではないため、現場では飼養方法に苦慮したり不適切な飼養による動物の病気や望まない繁殖等の問題が起きています。飼育担当教諭や飼育委員の児童向け講習会の開催や適正な動物飼養の個別指導などを通じて、学校の動物飼養を支援します。

(3) **普及啓発媒体の効果的・効率的活用**

都は従来からパンフレット・ポスター等の普及啓発媒体を作成・配布して都民へ動物愛護の情報提供を図ってきました。これらの普及啓発媒体をはじめ、インターネットや民間活力を活用した効果的な普及啓発を図ります。

プラン

11

普及啓発媒体の効果的・効率的活用

**ア．ホームページの充実**

インターネットの普及が飛躍的に進み、社会に浸透しつつあります。保護収容動物の返還と譲渡に向けて平成15年4月に開設したセンターのホームページの更なる充実を図ります。

**イ．地域の情報誌への情報提供**

地域社会の情報共有手段として、近年、地域のコミュニティ誌・情報誌が注目され、内容等が充実しつつあります。また、自治会活動が盛んな地域では回覧板、掲示板等が有効に機能し、地域住民の重要な情報共有手段となっています。これら地域に根ざした情報伝達手段に対して要望に応じ動物適正飼養に関する話題の提供、寄稿するなど、機会を捉えて積極的に情報提供を行います。

## 2 動物取扱業者への対応

### (1) 動物取扱業者への啓発と指導

動物取扱業者は、都民への動物の最も大きな供給源です。動物の売買等に当たっては、商品としての売買とは異なり、命ある動物としての配慮と説明責任が求められます。しかし、一部の動物取扱業者の中には、適正飼養に関する知識が不足していたり、誤った知識、手法で動物の取扱いをしている例、施設等の衛生状態について不適切な管理をしている例なども見受けられます。

今後も、動物取扱業者に対する適正飼養のための啓発と指導を通じて、飼い主と動物が共に不幸な結果に陥らないよう、購入者が安易な動物の飼養を開始せず適正な飼養を推進するよう動物取扱業者の役割を促していきます。

プラン

12

継続指導の実施

#### ア．動物取扱業者の資質向上

動物取扱業者やその従事者を対象として、動物を取り扱うプロとしての自覚の醸成と一般飼養者への模範となるよう、動物の取扱いの知識や動物愛護に関する講習会を開催し、動物取扱業者の資質向上に努めます。

#### イ．動物取扱主任者の資質向上

動物取扱業の施設ごとに専任の動物取扱主任者の設置を義務付け、適正な動物の取扱いや施設管理を図っています。今後更に、専門的知識・技術を有する動物愛護推進員等の協力により、動物取扱主任者を対象とするより専門的な講習会(フォローアップ講習会)を開催し、自己研鑽を支援します。

プラン

13

動物取扱業への監視指導体制の整備と対応の強化

#### ウ．監視指導の強化等

動物取扱業に対する監視指導体制を充実させるため、都では平成15年4月、センターの専門監視機能を拡充整備し、機動性と効率性を発揮したより一層の監視指導体制の強化を図りました。

動物取扱業者のモラルアップを図るため、センターによる重点監視指導を実施し、条例に基づく基準を遵守しない場合には、勧告や氏名公表等の行政処分を行うなど、より強力な対応を実施していきます。

また、動物取扱業のうち繁殖や販売を行う業種では、動物の遺棄や多頭飼育問題及び不適切な飼育管理問題等も発生しています。今後、都における動物取扱業の登

録制度<sup>33</sup>の厳格な運用を含め、より実効性のある規制の検討を進めていきます。

## エ．都民及び関係各機関との連携

数多くの動物取扱業の業態と実態把握を行うには、都民との連携が不可欠です。一般都民や動物ボランティア、地域の動物愛護推進員、動物愛護団体等と連携して、動物取扱業の情報収集等を行い、効率的な監視指導を実施します。また、動物取扱業が取扱う動物の中には「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律<sup>34</sup>」等で保護されている動物種も含まれていることがあります。さらに、疾病発生時には感染症法、「家畜伝染病予防法」等で届出等の義務があるものもあり、指導監視に当たっては、関係各機関と連携して情報の共有化を図り、対応していきます。

### (2) 自主管理意識の向上

動物取扱業者は、経営規模や取扱動物種が多岐にわたります。また、業界でもまとまったマニュアルが未だ十分でなく、個人的経験や知識に基づいて行っていることも多く、動物の取扱いや管理は店舗ごとに異なり、営業内容の違いも広がっています。動物の取扱い、施設の衛生管理、従業員教育、記録の保持等の標準化を進め、自主管理を推進していきます。

プラン

14

自主管理の推進

#### ア．自主管理モデルマニュアルの提示

動物取扱業者へアンケート等を実施し、現状と問題点を洗い出し、業種別、取扱動物種別、経営規模別等、業者が実施しやすい自主管理モデルマニュアルを提示します。このモデルをもとに動物取扱業者自らの施設の特性を考慮したマニュアルづくりと自主管理を支援します。

#### イ．業界団体の育成

動物取扱業者が社会的役割・責務を果たしていくためには、施設ごとの自主管理の向上はもとより、ペット業界自らが実施主体となって優良業者の育成や動物の飼養管理・流通・販売等に関する経営倫理等の醸成と確立が望まれます。都は、業界の信頼性の向上と健全な発展のため、業界団体自らの取組に協力し、支援していきます。

<sup>33</sup> 都内で動物の飼養保管のための施設を設置し、動物と扱い業を行おうとする場合、営業の種類、施設の構造等について、都の登録を受けることとなっている。

<sup>34</sup> 絶滅のおそれのある動植物の保存を図ることにより、良好な自然環境を保全していくための法律。

### ウ．自主的優良施設認定制度への支援

動物取扱業者の自主管理の目標となるような施設が身近にあることは、動物取扱業者自らのレベルアップの励みになり、また、動物購入者の業者選択の一つの目安にもなります。業界団体自らが動物の取扱いや施設管理の模範的な基準を設定し、基準を満たしている施設に対して認定を行い、認定証を店頭掲示するしくみづくりなど、より一層の動物の愛護と適正管理の向上に向けた業界全体の取組を支援していきます。

### (3) 動物販売時の都民への飼い方指導の推進

動物の販売時に、適正な飼養方法、飼養に必要な設備、将来像などを購入希望者に説明することは、飼養希望者の適切な動物種選択と適正飼養を促し、飼養放棄や望まない繁殖による飼い主からの引取りや遺棄、誤った飼養方法、虐待などを防止できます。都は、動物取扱業者の購入希望者や飼い主への責務の自覚を促し、適切な飼い主指導を支援することで適正飼養を推進します。

#### 〔施策内容〕

販売時における説明用モデルパンフレットの提供(動物取扱業で扱われる主な動物種について、販売時の飼い方指導の具体的内容の提示)

## 3 虐待・遺棄防止への取組

動物愛護の気運の高まりに伴い、動物の虐待・遺棄に対する都民の関心が高まっています。

虐待は飼い主の知識不足に起因する誤った飼養方法によるものから、意図的に動物を傷つけ苦しめるものまで様々ですが、児童の動物虐待行動が将来の反社会的行動のサインであるという研究報告がなされるなど、社会的な意味も含めて動物虐待が注目されつつあり、行政や司法が虐待・遺棄に積極的に対処することが強く求められています。

一方、動物の遺棄に至る原因は、安易な飼養開始による飼養継続の不能や繁殖制限措置を行わないことによる個体数の増加など様々ですが、遺棄された動物は自然界では生存できないか、生存しても生態系を乱したり、更には苦情の原因になるなど、遺棄は動物愛護に反する行為であるという意識が都民の中に広まってきています。

このため、都は、関係諸機関や都民と連携し、動物の虐待・遺棄防止に取り組んでいきます。

## プラン

17

## 虐待・遺棄防止への取組

## (1) 監視指導の強化と関係機関との連携

虐待・遺棄は動物の生命にかかわり、迅速な対応が必要です。センターに虐待・遺棄など不適正飼養の調査を専門に行う指導監視班の導入を検討するとともに、関係各局・機関との連携を推進し、虐待・遺棄に取り組んでいきます。

## ア．行政機関との連携

不適正飼養等の通報によりセンター職員が現場に赴き、飼養状態を確認の上、適正飼養の指導を行った際などに、意図的に虐待の可能性がある場合等、悪質かつ緊急性が高いと思われる事例には、警察当局と連携して適切に対処していきます。また、拾得された動物がセンターへ持ち込まれ、明らかに遺棄と認められる状況の場合は、保護と同時に関係当局へ連絡するなど、連携して遺棄防止に向けた取組を行っていきます。

## イ．動物愛護団体、ボランティアとの連携

虐待により緊急的に動物の避難が必要と思われる事例でも、現状では保護収容を行う根拠がなく、また、狭あいなセンターの施設での実施は物理的に困難です。緊急的事例の場合には、警察当局と連携するとともに、動物愛護団体やボランティア等と連携して動物の一時避難を行うなど対応を検討していきます。

## ウ．都民との連携

虐待・遺棄は地域住民からの通報が有効であり、その防止のためにも地域住民の協力は欠かせません。遺棄の多い地区の見回り等地域ぐるみでの遺棄防止や虐待情報の入手、飼い主への適正飼養指導後の状態把握等について、動物愛護推進員をはじめ地域住民との連携・協力を図ります。

## (2) 個体管理と所有の明示

犬は「狂犬病予防法」に基づく登録と鑑札の装着、特定動物は条例に基づく個体登録が義務づけられています。しかし、犬以外は所有者を明示する個体標識が義務化されていないため、人が所有する動物の逸走・遺棄により野生化する外来種問題や、危害等が発生した場合、飼い主の所在をつきとめることが困難となっています。また、逸走し保護収容されても個体標識がないため、結果的に動物が飼い主の元へ戻れなくなる事例も後をたちません。

このため、飼い主責任の徹底と遺棄の防止に向けて動物種に応じた有効な個体標識のあり方について、都は、最新知見等の情報収集などの研究に努めます。

なお、動物の所有の明示の方法の一つとして「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年5月28日付環境省告示第37号）」に例示されたマイクロチップ<sup>35</sup>については、犬を対象にその有効性について試行的に実証検討を行います。

## プラン

18

## 個体管理と所有の明示の普及推進

**ア．特定動物の個体登録**

特定動物が遺棄された場合、人的危害の発生だけでなく場合によっては生態系への影響も重大です。このため、動物取扱業者及び特定動物飼養許可施設の所有者を対象に重点的な監視と適正飼養の普及啓発等を行い、特定動物の個体登録及び管理の徹底を図ります。

**イ．犬の登録と鑑札装着**

区市町村と連携して犬の登録と鑑札の装着等、個体管理と飼い主義務の徹底を図ります。

**ウ．動物種に応じた個体標識の装着**

逸走・遺棄等により社会的影響を及ぼす動物を対象に、動物種に応じた有効な個体標識とその装着の普及について情報収集・研究に努めます。

**エ．遺棄等に伴う外来種対策**

国においても外来種対策に係る検討を進めており、国の動向を見極めながら関係局とも連携し、多角的な側面から対策の検討を行うとともに、動物愛護の観点から所有の明示や個体管理等、動物の適正飼養のあり方を検討します。

**(3) 普及啓発**

動物の虐待・遺棄は、意図的なものもある一方で、不適切な飼養管理により結果として虐待につながるケースや繁殖制限措置を行わないことによる意図しない繁殖など、動物の習性や飼養管理の知識不足により引き起こされるものも少なくありません。また、殺処分するよりは遺棄すればどこかで生き延びるという無責任な愛護意識により、遺棄行為自体を犯罪と認識していない場合も見受けられます。動物をその習性に合った適切な管理で終生飼養することは飼い主の最低限の責務であり、虐待・遺棄は法に触れる行為であることを普及啓発していきます。

**4 産業動物の適正な管理**

畜産等の利用に供する産業動物である牛、豚、鶏等の飼養又は保管施設（以下「畜舎又

<sup>35</sup> 2mm×12mmの生体ガラスで覆われた電子標識器具。15桁の数字が書き込まれている。皮下に注入し、専用のリーダー（読取機）で感知してデータを読み取る。



は家禽<sup>36</sup>舎」という。)については、「化製場<sup>37</sup>等に関する法律」に基づき、公衆衛生の観点から飼養の許可及び監視指導が行われています。

急激に都市化しつつある地域では、古くから畜産を営んできた畜舎又は家禽舎の周りに宅地開発が進み、臭いや衛生害虫<sup>38</sup>による環境衛生上の問題が多く発生しています。また、動物虐待につながる不適正な飼養管理に関する苦情が寄せられることもあります。

産業動物の管理者及び飼養者に対しては、法に基づく「産業動物の飼養及び保管に関する基準」等の遵守について、より一層の普及啓発や指導を進めていきます。

〔施策内容〕

産業動物の管理者及び飼養者に対する普及啓発の推進  
市町村区域における畜舎又は家禽舎に対する指導の強化  
関係局・区市町村等との連携

### 第3節 健康危機管理対策の充実

都は、人と動物との共通感染症の予防とまん延防止、逸走及び危害防止、非常災害時における動物愛護対策を柱に、健康危機管理対策を講じていきます。

#### 1 人と動物との共通感染症の予防とまん延防止

国内発生事例のない感染症が外国から侵入した場合、あるいは国内発生事例のある感染症でも感染動物が流通している場合には、迅速な感染拡大防止措置をとる必要があります。このため、平常時から各疾病の発生状況や病原体の保有状況など疫学<sup>39</sup>情報を把握し、常に監視の目を怠らないことが重要です。

感染症発生時の緊急対応・体制の整備・強化をはじめ、感染症の調査研究、監視体制の整備、発生動向等疫学調査の実施、海外を含めた情報の収集、調査データ及び情報の管理等、21世紀にふさわしい新たな健康危機管理体制等を整備するとともに、国、区市町村、獣医師会、感染症研究機関等との連携・協力の下、万全の予防とまん延防止措置を図っていきます。

さらに、都民自らが人と動物との共通感染症から健康を守ることができるように、感染症の正しい知識や動物との適切な関わり方等について、都は積極的に情報発信を行っています。

#### (1) 発生時における防疫体制の充実・強化

<sup>36</sup> 農業に供されるために使用される鳥の総称。鶏、アヒル、かもなど。

<sup>37</sup> 牛、豚等家畜の肉、皮、骨、臓器等を原料として皮革、油脂、肥料、飼料などを製造するために設けられた施設で都道府県知事（特別区長）の許可を受けたもの。

<sup>38</sup> ハエ、カ、ゴキブリなど、公衆衛生上問題となる節足動物。感染症の病原体を媒介するものもある。

<sup>39</sup> 感染症について、発生数、病原体の感染源、感染経路等から流行を解明していこうとする学問。

感染症法に基づき医師から届出のあった患者について、感染源として動物が疑われる場合、センターが必要に応じて動物の適正な衛生管理指導等を行っています。また、感染経路として動物展示施設、動物販売施設等、動物取扱業者が関係する場合には、立入調査、緊急監視等を行い、動物の追跡調査及び衛生指導等を行っています。特に狂犬病対策については、センターが飼い主不明のこう傷犬を捕獲・収容し、狂犬病の検診を行っています。

今後、不測の事態に備え、より一層の緊急時対応・体制を充実強化し、感染症のまん延を防止します。

## プラン

19

## 動物愛護相談センターの感染症対策拠点整備

### ア．センターの感染症対策体制の充実・強化

人と動物との共通感染症が侵入した際、飼い主の調査、流通経路の動物取扱業等の調査、感染動物接触者の指導、感染動物の隔離、検査機関への搬送、動物死体の焼却など、動物に関係する対策が迅速かつ適切に遂行できるよう、センターの感染症対策体制の充実・強化を図ります。また、区市町村、都保健所の感染症対策担当部所と連携を強化し、迅速かつ効果的な感染拡大防止措置を図ります。

#### 〔施策内容〕

感染症発生時に必要な専用の収容装置・感染防禦用設備の整備  
 感染症対策用施設・検査設備・器具機材の整備  
 人の感染症対策担当部局と連携した対応

## プラン

20

## 感染症対応マニュアルの整備

### イ．感染症対応マニュアルの整備

かつて国内で発生し現在発生のない狂犬病、今後侵入が危惧されるウエストナイル熱、発生例はないが侵入した場合の被害が甚大になることが予測されるエボラ出血熱など、人と動物との共通感染症に備え、発生時の対応マニュアルの整備を図ります。

#### 〔施策内容〕

感染防禦用・機器類の使用手法、消毒等に関するマニュアルの作成  
 発生時を想定したシミュレーションの実施と検証

### ウ．動物の調査体制整備

輸入野生動物からの感染症侵入時等においては、動物取扱業者(輸入・販売)に対し、迅速に緊急調査を行います。この際、原因探求と合わせて追跡調査等が可能となるよ

うに動物取扱業者に対し、感染の危険のおそれのある動物の飼養管理状況や仕入先及び販売先情報などの自主的な販売記録管理等、必要な措置に関する義務付けについて検討していきます。

## (2) 発生動向監視体制及び調査研究の充実

感染症対策には発生動向の把握や病原体保有状況などの疫学調査を行い、基礎となるデータの蓄積、分析による科学的、疫学的裏づけが欠かせません。このため、動物取扱業の保有飼養動物、学校飼育動物、センター収容動物等を対象に疫学調査の拡充や調査研究に必要な検査設備の充実等を図っていきます。

### プラン

21

### 人と動物との共通感染症発生動向監視体制の充実

#### ア．感染症発生動向の把握

動物病院等獣医療施設からの臨床情報の提供は、感染症の動向を監視する上で重要な情報源となります。獣医師会等との連携を強化し、臨床情報の収集など、動物の疾病発生状況の迅速な把握に努めます。

また、動物取扱業で感染症の疑われる動物が死亡した時には、センターが動物検体の提供を受け、速やかに原因究明の検査を実施するなど、積極的に疫学調査を進めます。

### プラン

22

### 人と動物との共通感染症の緊急時対策の体制整備

#### イ．病原体保有状況調査及び侵入監視体制の強化

人と動物との共通感染症の病態の一つとして、人では顕著な症状を示すが、感染源の動物には症状がないものもあるため、動物の病原体保有状況の疫学調査は重要です。現在、多く飼養されている犬、ねこ、鳥類を対象に国内発生事例のある病原体を主に調査を行っていますが、調査対象に感染症の媒介動物となりやすいげっ歯類等を加えたり、都内発生事例のない病原体についても侵入監視のため積極的に調査していくなど、現状把握と侵入監視体制の強化を図っていきます。

#### 〔施策内容〕

病原体保有状況調査の拡充強化

都内侵入監視体制の強化（ウエストナイル熱、エキノコックス等）

調査研究の充実

#### ウ．東京都動物由来感染症検討会の活用

感染症発生動向調査、病原体保有状況調査などで得られた情報、結果について、動物由来感染症検討会に諮り、医学、獣医学等専門的立場からの意見を行政施策等へ反映していきます。

**(3) 情報発信と普及啓発の推進**

感染症対策は、何よりも感染症や動物と、その取扱いに対する正しい知識を持ち、予防することが重要です。このため、動物取扱業者をはじめ一般都民に対しても効果的に情報発信と普及啓発を行っていきます。

また、動物飼養の心身に及ぼす効果が注目されるにつれ、小学校等教育機関での動物飼養が増加する傾向にあります。このため、学校飼養動物等からの感染予防について普及啓発を図ります。

プラン

23

情報発信と普及啓発の推進

〔施策内容〕

ホームページによる情報提供（疫学情報、緊急情報）

各種講習会での情報提供、啓発（動物取扱主任者講習会、適正飼養講習会、譲渡講習会など）

普及啓発媒体の作成、配布（パンフレット、ポスター等）

学校飼養動物の衛生指導

**(4) 関係機関との連携**

感染症対策は動物対策や一部地域だけの対策では不十分であり、人の医療機関等、広く関係各機関と連携した対策が必要です。

**ア．国や地方自治体等との連携**

都周辺地域の行政当局や国との連絡を密に行い、海外における発生動向も含めた広域的な動静の把握や感染防御体制を図ります。特に、飼い犬の登録及び、狂犬病予防注射をしていない犬に対しては、区市町村と連携し、飼い主に対して積極的な指導に努めるとともに、獣医師会と連携し狂犬病予防事業<sup>40</sup>の円滑化のために区市町村を支援します。また、放浪犬等の捕獲収容と飼い犬の適正飼養等に関する普及啓発を推進します。さらに、「家畜伝染病予防法」に関係する感染症は、家畜保健衛生所等の関係各局と連携を図り対応していきます。

**イ．獣医療機関との連携**

獣医科大学、研究機関、獣医師会等獣医療関係機関との連携を図り、臨床情報、研究成果、治療方法等の情報収集を図ります。

**ウ．医療機関との連携、情報提供**

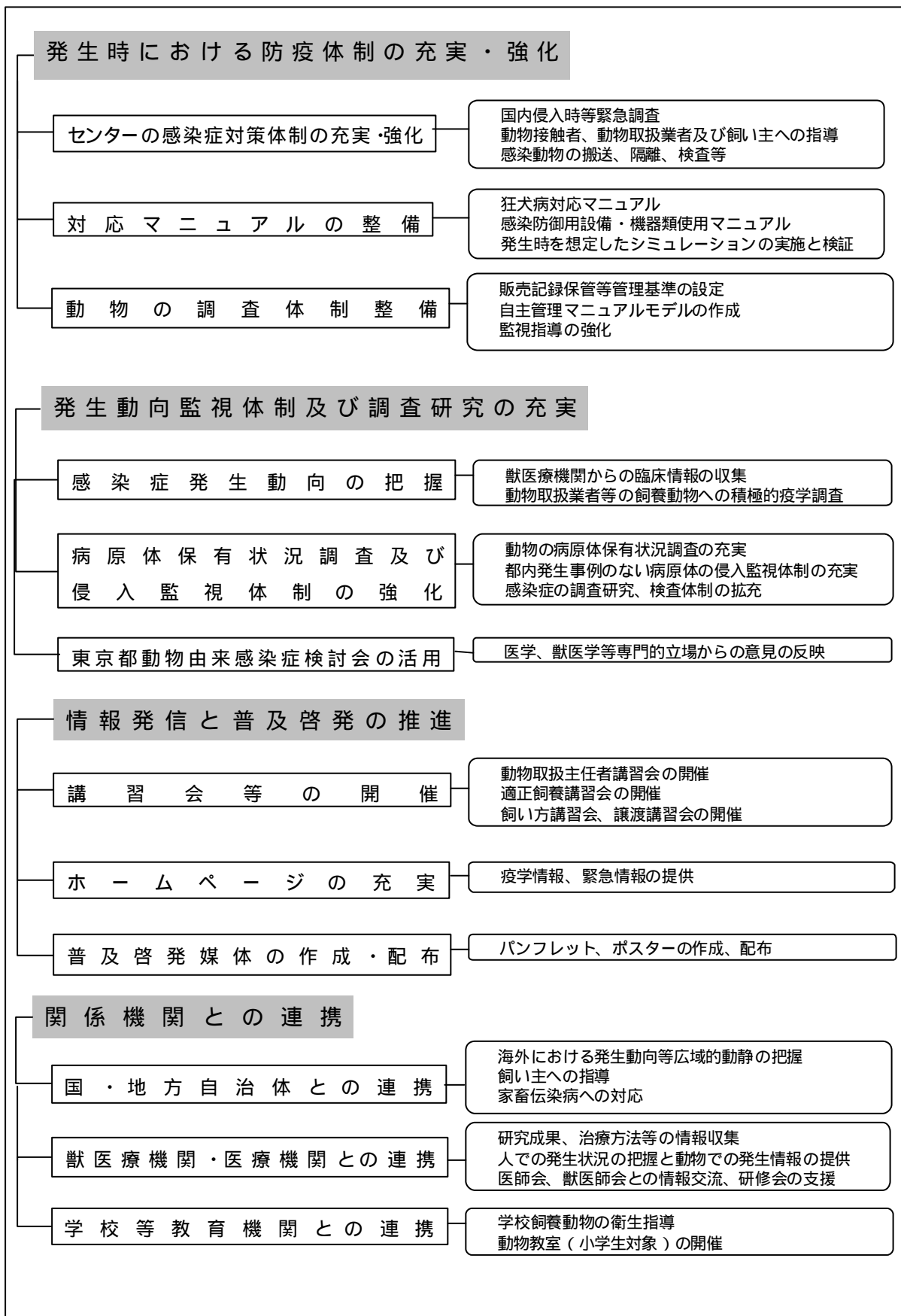
<sup>40</sup> 狂犬病による人への危害防止を目的とした事業。飼い犬の登録、予防ワクチン接種、輸入検疫、野犬の捕獲等を行っている。

人の感染症対策当局との情報連絡体制を整備し、都内での患者発生時には、医療機関、区市町村の関係部所等と連携して対応します。また、医師と獣医師が連携を図れるよう、医師会や獣医師会との相互情報交流を行うとともに、人での発生状況の把握と動物での発生情報の提供を行い、研修会等による研鑽を支援します。

## エ．学校等教育機関との連携

教育機関と連携し、感染症予防と適正な動物の取扱いについての正しい知識の提供と、学校飼養動物の衛生管理向上を図ります。特に、小学生は動物に興味のある年齢であり、学校飼養動物と接触する機会も多いため、感染症予防等の知識の普及を推進します。

< 人と動物との共通感染症対策図 >



## 2 逸走及び危害防止

動物の逸走は、人との接触等による不測の事態を招き、人に大きな危害を及ぼしかねません。特に、特定動物の逸走は都民に重大な危害を及ぼすおそれがあります。また、年間400件を超える動物による事故は主に犬による咬傷事故であり、犬の逸走及び咬傷事故防止対策は重要です。動物からの危害を防止するため、適正な飼養方法の普及啓発と逸走防止の措置、万一の逸走時及び危害発生時の迅速な対応と危害の拡大防止措置を実施します。

プラン

24

逸走及び危害防止に向けた普及啓発の推進

### (1) 適正飼養講習会等の充実

現在、動物取扱業者、特定動物の飼い主及び動物取扱主任者に、飼養管理等の資質向上を目的とした適正飼養講習会を実施しています。また、犬等の飼い主には、センターで適正飼養、しつけ方などの講習会を開催しています。これらの講習会等を更に充実させ、適正飼養、危害防止の普及啓発を実施していきます。

#### ア．動物取扱業者への普及啓発

動物取扱業者が適正飼養の知識を深め、実行し、購入者に対して説明することは責務であり、動物取扱業者自身の事故発生を防止するだけでなく、特に特定動物購入希望者の安易な飼養開始や無許可飼養、施設不備及び取扱不良などによる危害等の発生の予防に役立ちます。また、動物購入希望者の適切な動物種の選択、適正飼養等を推進して動物からの危害を防止します。

このため、動物取扱業者や動物取扱主任者への適正飼養講習会やフォローアップ講習会を充実させるなど、資質の向上を図ります。

#### イ．特定動物の飼い主への普及啓発

特定動物の飼養にあたっては、社会に危害を及ぼさないよう、飼い主に細心の注意が要求されます。飼い主責任の自覚を促し、適正飼養の知識向上を図るため、適正飼養講習会を充実させるとともに、インターネット、パンフレット等により普及啓発を行います。

#### ウ．一般飼い主への普及啓発

犬の飼い主等には、センターでの区市町村と共催の講習会や、譲渡にかかわる講習会等で適正飼養やしつけ方の講習会を実施しています。講習会を一層充実させるとともに、咬傷事故防止や事故発生時の飼い主の届出、狂犬病検診義務についても普及啓発を進めます。

### (2) 監視指導等による事故防止

不適切な飼養管理が直接事故発生につながりかねない動物取扱業者や特定動物の飼い主、咬傷事故発生の危険性が高い犬種の飼い主、既に咬傷事故を複数回発生させて

いる管理不適切な飼い主等に対し重点的に監視指導を行います。

## プラン

25

## 動物による事故対策の強化

### ア．動物取扱業者

動物取扱業における適正な飼養施設と動物の管理は、飼養動物の逸走防止、来店者、従業員の危害発生防止のみならず、一般飼い主への飼養管理の模範として重要です。動物取扱業者に対して業態別に監視指導の強化を行い、事故防止を図ります。

### イ．特定動物の飼い主

特定動物の飼い主に対して、個体登録の徹底による飼養実態の把握、許可施設の監視と指導の強化を行い、事故防止を図ります。また、無許可飼養は飼養施設の不備、飼い主責任の自覚の不足等、逸走・危害発生の危険性が非常に高いものであるため、警察当局をはじめとする関係諸機関と連携し、監視の強化を図ります。

### ウ．咬傷事故頻発犬の飼い主及び危険犬種の飼い主

咬傷事故を複数回発生させている飼い主への適切な飼養管理・取扱いについて監視指導を強化します。また、闘犬種<sup>41</sup>、護衛犬種等、重大事故発生の可能性の高い犬種の飼い主に対し、注意喚起、服従訓練の徹底、適切な飼養管理方法など、事故発生防止の指導を行います。

## (3) 特定動物逸走時における危機管理体制の充実

特定動物が逸走した場合の対処は飼い主に義務づけられていますが、逸走動物の種類、状況によっては人の生命や財産に重大な危害を及ぼすおそれがあり、迅速な対応が求められます。都民の安全を守るため、緊急時に飼い主では対処しきれなくなった場合は、センターで捕獲活動にあたるとともに、都関係局や警視庁、消防庁等と連携を取り迅速に対応し、被害防止あるいは被害軽減に努めていきます。

## プラン

26

## 特定動物等の逸走時緊急マニュアルの整備

### ア．関係機関との連携

特定動物は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」等での保護や、商取引が規制されているものが少なくありません。逸走通報時には、関係機関が協力して捕獲・保護等の対策を講ずる必要があります。このため、平常時から警視庁、消防庁、建設局、産業労働局及び、環境局等関係機関と連絡会を設けるなど、情報の共有に努め、逸走時には協力して迅速な対応を行います。

<sup>41</sup> 土佐犬、ピットブルなど、闘犬競技のために改良された犬種。



### イ．逸走緊急時対策の整備

センターは、平常時より特定動物の飼養状況を把握するほか、特定動物等の一時的保護管理施設としての機能整備を図り、緊急時における捕獲収容技術の教育訓練や備品の整備を行います。また、適切な対応方法を関係機関と協議し、マニュアル化するなど、逸走緊急時対策を整備します。

## 3 非常災害時における動物愛護対策

都における災害時の対応策は、「東京都地域防災計画」及び「健康局災害活動マニュアル」に規定されています。しかし、災害の状況は、島しょ地域の火山噴火など限定されたものから、都心部の大規模な破壊を伴う広域的なものなど様々であることが予想されます。

これまでの教訓から、災害等発生時には、人と生活を共にしている動物も多大な被害を受けることが明らかであり、人も動物も救援することができる災害救護体制を構築していく必要があります。

災害時の対策を整備するとともに、平常時から災害発生に備えた対策を講じていきます。

### (1) 発生時対応の体制整備

非常災害発生時の対応は、区市町村が活動の主体となります。しかし、災害の規模が大きい場合は、被災地域の自治体が単独で対応することは困難です。また、動物救援センターの運営や動物の管理等には、近隣自治体、獣医師会、動物愛護団体及び多くのボランティアの協力が不可欠です。

プラン

27

災害時における動物救援活動マニュアルの整備

### ア．災害時マニュアルの策定と訓練の実施

災害は、さまざまな事態が予想され、状況によって必要な対応が異なります。そこで、都は、飼い犬や特定動物の逸走対応を行う動物保護班と負傷動物の保護と避難場所での動物医療の提供を行う動物医療班の具体的活動等、動物救援に関する「災害時における動物救援活動マニュアル(仮称)」を整備し、災害発生を想定した訓練を行います。

### イ．動物救援センターの設置

都は、緊急時の拠点としての場を提供する役割を担っています。本格的動物救援センター設立までの間、一時的な動物救援シェルターとして、センターを災害時に活用することを検討します。また、広域災害の場合、動物救援センター設立までかなりの時間を要することに加え、センター自体の被災や収容能力を超える膨大な数の被災動物の発生等も予想されます。こうした災害発生直後の混乱した状況にも対応できるよう、区市町村等と連携して被災者の一時避難所近くにミニシェルターを立ち上げるなどの対策を検討していきます。

プラン 28 緊急時対応の整備

ウ．特定動物の逸走、保護収容

災害により特定動物が逸走した場合には、安全対策の面からも迅速な対応が必要です。センター、警察、消防、都道府県及び区市町村所管部局、動物園等関係行政機関と調整・連携を行い、迅速に対応します。

プラン 29 行政と獣医師会、動物愛護団体等との連携と協力

エ．獣医師会との連携

被災動物への獣医療救護活動等の動物保護の体制を充実し、災害時における飼育動物の救護を行うため、都は(社)東京都獣医師会を「災害対策基本法<sup>42</sup>」第2条第6項に規定する「指定地方公共機関<sup>43</sup>」に位置づけ連携していきます。また、区市町村においても、同団体と動物救護活動に関する災害時相互支援協力体制が確立するよう促進していきます。

オ．動物愛護団体、動物愛護推進員等ボランティアとの連携

動物愛護団体等は、非常災害時における動物救援本部の運営、避難動物の飼養管理、一時預かり、動物の譲渡斡旋、適正飼養指導等、幅広く行き届いた対応が可能です。都区市町村は、動物愛護団体や動物愛護推進員、ボランティア等と連携して動物救護活動にあたります。

カ．他道府県との連携

大規模な非常災害発生時には、被災地域の行政機関が単独で対応することは極めて困難です。関東地区をはじめ、他道府県と災害時相互支援協力体制を確立し、連携して動物救護活動にあたります。

(2) 発生に備えた体制整備

非常災害の際に被害を最小に抑え、二次災害の発生を防止するには、災害発生時の対策と同時に平常時からの備えが欠かせません。動物飼養者が普段から備えておくべきこと、緊急時にとるべき措置対応等について、普及啓発を図ります。

<sup>42</sup> 災害から国土、国民を守るために体制整備、防災計画、災害復旧等を定めた法律。

<sup>43</sup> 防災に関して知事が指定した公益的事業を行う法人。自治体の防災計画作成、実施に当たって協力する責務を有する。

## ア．一般飼い主への対策

動物の飼い主は、一次的緊急避難の必要が生じた場合、飼養する動物を同行避難<sup>44</sup>することになっています。避難所で、他人に迷惑をかけず、また動物のストレスを最小限に抑えられるような管理方法を普段から用意し、備えておくことが求められます。特に、犬に基本的なしつけを施しておくことは、他人に迷惑をかけないばかりでなく、犬にとっても避難所生活のストレスを軽減させることとなります。動物の飼い主に対し、避難場所の確認、動物の非常食の備蓄、同行避難の際の管理方法、必要なしつけ、不妊去勢手術等、災害に対する備えについて、適正飼養講習会、広報誌、多言語対応のパンフレットの配布、区市町村の災害訓練の機会などを活用して普及啓発をしていきます。

## イ．特定動物の飼い主への対策

特定動物の飼い主は、人への危害防止について、他の動物の飼い主よりも重い責任を負っています。特定動物の飼養施設基準は万一の災害でも動物が逸走することのないよう構造を設定していますが、普段から施設設備の点検・修理・補修を行い、必要な強度等が常に保たれているよう自主管理を行うことが必要です。また、災害発生時には動物種によっては飼養場所の移転等が必要になる事態も生じるため、非常の際の移送手段・移送先などについて、普段から備えておく必要があります。これら必要な備えについて適正飼養講習会及び広報誌等により普及啓発を図ります。

## 第4節 計画の実現に向けて

### 1 計画の周知及び情報提供

この計画を、都民をはじめ関係者に周知し、計画に対する理解と協力を得られるよう努めます。また、計画の内容等について、ホームページ上での情報提供を行います。

### 2 計画の推進体制

この計画に掲げる広範な計画を推進していくためには、都民、動物愛護関係団体、獣医師の団体、行政のそれぞれの力を結集し、一体となった取組が必要です。

動物愛護の推進は、それを支援する社会環境づくりが大切であり、そうした取組が動物愛護の気風に満ちた地域づくり、ひいては地域の活性化につながると考えます。

また、行政、動物愛護関係者等が、地域に根ざした動物愛護推進体制の構築を図ることとはもとより、多くの都民の理解によって、はじめてその機能が効果的に発揮されます。

<sup>44</sup> 大地震、噴火等、非常災害時に飼養動物を同行して避難すること。

このため、都は、区市町村、各団体、動物愛護関係者、都民等が一体となり「人と動物との調和のとれた共生社会」を実現できるよう、この計画を積極的に推進していきます。

### 3 評価の実施

計画の達成状況、計画の効果を適正に把握するためには、計画の達成度を評価することが必要です。都及び区市町村、動物愛護団体、獣医師等の団体等により構成される東京都動物愛護推進員協議会により、施策の推進状況を把握し、定期的な評価・検討を行い、都は計画された施策の継続的な推進が図られるよう努めます。

### 4 国への提案要求

この計画を推進するに当たり、国に対して動物愛護制度等の改善、充実が望まれることについては、都は、これらについて国の理解を求めるとともに、動物愛護行政の改善、充実を提案要求していきます。